

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能

岩 崎 宏 之

はじめに

- 一 三井銀行の創立と三井組大元方
- 1 東京大元方の設立
- 2 三野村利左衛門による三井家政改革
- 3 三井銀行の創立と三井組
- 4 明治九年「盟約書」締結の意義
- 二 明治一〇年代における三井組大元方
- 1 明治一一年における「盟約書」の改訂
- 2 明治一〇年代における三井組大元方の機能
- 3 明治一〇年代における三井組大元方の資金蓄積
- 三 明治一九年の三井家政改革
- 1 改革の発端
- 2 明治一八年における三井家政改革の論議
- 3 明治一九年「同苗一致決心誓盟書」と「三井家申合家則」
おわりに

はじめに

戦前日本資本主義の基幹部分をなした財閥は、家父長制的組織による同族一家の強力な支配のもとにおかれていたことをひとつの特質としていたが、その典型的な事例を三井の場合にもとめることができる。

三井家の場合、同族による財産の共有制は初代高利の遺書に端を発し、惣領家二代高平（宗竺）の遺書によって確立された。この宗竺遺書によって確立された三井家の家制と財産共有制の原理は、明治三十三年の三井家憲の制定の際にも大きな拠りどころとされ、三井財閥における同族支配の根底をなしたものであった。

しかし、三井家の同族团的結合を支えた同族財産共有制の原理も、封建制から近代資本制への移行という社会体制の変化のなかでは、原理それ自体の有効性が問われ、大きく揺れ動いたことも事実であった。

周知のごとく、明治維新以後の三井家においては、いくたびかの家政改革が実施されている。これらの改革の過程では、宗竺遺書によって示された原則がくり返して再確認され、祖法への復帰が試みられた。しかし、実際には、経済的、社会的状況の変化によって、旧来の家法は現実との間に大きな矛盾を生じていたのであった。

家法が、家の永続と家産の維持・増殖をはかるためのものであることはいうまでもない。しかし、その家法は「家業」のあり方に規定されるものであり、「家業」のあり方に対応した原理によってはじめて家産の維持も可能になる。明治期の三井家政改革は、「家業」の急速な変化に対応しうる、新たな家産の結合の原理を模索する過程であった。この過程では、宗竺遺書の原理を三井家家産の結合の核に据えながらも、「時勢の変遷」に応じたさまざまな試行錯誤が行なわれたのであった。

三井家の家制と同族財産共有制の基礎をなすものは、いうまでもなく三井家の大元方制度であった。そして同時にこれが「所有」と「経営」とを結合する接点であった。したがって、三井家の改革の最も重要な部分を占めるものは、この大元方制度をめぐる問題であった。明治期における数次の改革を経て、宝永七年の創設以後連綿と続いた大元方制度は、大きく変貌を遂げた。明治二六年には、三井家同族全般にわたる家政とその所有する全事業を統轄する最高機関として三井家同族会が設立され、大元方は廃止された。このことは、近代における三井家の家制と同族团的所有の再編成過程のうえで、重要な画期をなすものであった。本稿は、この三井家同族会の設立にいたる同族財産共有制の再編成過程を解明するための基礎作業として、その根底をなす三井家大元方制度の明治期における存在形態を明らかにしようとするものである。

一 三井銀行の創立と三井組大元方

1 東京大元方の設立

三井銀行が、わが国最初の私立銀行として開業したのは、明治九年（一八七六）七月のことであった。維新草創の時期に新政府の財政に密着して自己の転生を図った三井は、廃藩置県、新貨条例、地租改正等々明治政府の経済諸政策が相次いで実施される過程で新政府の政策実施機構の一端に定着し、確固たる地歩を占めるにいたったが、三井銀行の設立は、そうした明治初年の三井の「政商資本」としての転生過程における、ひとつの画期をなすものであった。すでに筆者は、明治初年におけるわが国銀行制度の形成について検討を試みた旧稿において、新貨幣発行、大蔵省・開拓使両兌換証券発行、第一国立銀行設立など、明治四年から五年にかけて実施された財政・金融政策への三井の介在のしかたを明らかにし、またこの時期の為換座設置を基軸にした三井の経営の転換について述べたことがある。これらの旧稿は、明治政府による銀行制度の導入・移植という、いわば三井にとっての外的な条件へのかかわりのなかで、三井銀行設立の意味を考えようとしたものであった。

ところで、明治九年におけるこの三井銀行の創立は、江戸時代以来の豪商「三井家」にとっては、どのような意味を持っていたのであろうか。

周知のごとく、江戸時代の三井家は、呉服業と両替為替業とを営業の二本の柱として存在していた。三井家の歴史は、延宝元年（一六七三）家祖三井高利が、伊勢松阪での蓄財をもとに京都と江戸に呉服店を開いたことにはじまる。高利はさらに天和三年（一六八三）江戸に両替店を開設、続いて京都両替店（貞享三年（一六八六））、大坂両替店（元禄四年（一六九一））など三都に店舗網を拡大した。高利の死後、その子供たちは、財産を分割せず一族の共有としてその一括運用

をはかったが、宝永七年（一七二〇）に創設された三井家の大元方制度は、三井一族の家制とその共同事業の營業とを一元的に統轄し、巨大な貨幣財産の統一的運用を図るための機関であった。

三井家の大元方は、総領家の主人を中心に、三井家を構成する各家の主人と使用人のなかの主だった重役との合議制で運営され、各營業店の経営と人事についての最高の決定機関であった。個々の營業店は、本店一卷・兩替店一卷に組織され、その頂点に大元方が位置した。各營業店は、大元方から資金の供給を受けて事業を営み、それになりたいする利益配当として功納金抛出の義務を負っていた。春秋二季の各店の決算は、兩一卷ごとにまとめられ、最終的には「大元方勘定目録」として一本化された。もとより大元方の機能は、三井家の事業面のみにとどまらず、三井家を構成する同族もまたこの大元方の統制のもとに置かれていた。文字通り三井家の中樞であったのである。三井家の大元方制度は、多くの起伏はありながらも明治二六年（一八九三）まで存続した。三井家が、幕藩制社会から近代資本制社会への転換をのりこえて、その家制と巨大な資産を維持することができた理由のひとつが、この大元方制度の運用にあったとしても過言ではない。

しかし、明治期にはいつてからの三井家の大元方制度に加えられた変質は、きわめてドラマティックであった。とりわけ、明治九年の三井銀行創立にともなう大元方制度の改革は、旧来の大元方のあり方を、根底から揺り動かすようなものであった。明治初年の三井家におけるこの改革は、「三野村の改革」として知られているように、三野村利左衛門によって推し進められたものである。ここでは、簡単に三井銀行創立にいたる改革の経過をたどってみることにしたい。すでに多くの論者によって指摘されているように、幕末期において三井家の營業は、極度の不振に陥っていた。とりわけ呉服業部門は本店筋の経営状況の悪化は甚しく、「本店筋之儀は先年来種々之大難波打続、肝心元手金差詰、是迄兩替店并元方多數大金操廻し遣し候へ共諸品未曾有高直之凌も可有之哉、何分漸々不手廻し趣、就而ハ店々商ひ向も難

乗立雑用負之姿、肝心根本之本店右之次第ニ付、実ニ寢食不安心痛無此上」という状態にあった。⁽²⁾ 両替店にしても、多額の焦付きの発生によって貸付金の回収に困難を来しており、大元方も各営業店への融資資金が枯渇し、しかも各店からの功納金納入の滞留によって、毎季の収支も相償わないありさまであった。維新政権の樹立とともにこれと密着した三井家は、新政府の為替方として、あるいは通商会社・為替会社の設立の中心になるなど、政府関係御用を拡大したが、これとても経営の全般的不況を脱却するまでの力にはなりえなかった。明治二年以来、三井家は三都店々の重役を京都大元方に集め、家政改革の大評議を行なった。三野村利左衛門は、この一連の評議の過程で三井家の中枢に参画して次第に発言力を増したのであるが、この協議の結果、三年六月に至って三か年間の期限を切った家政改革の方針「改正申渡覚」⁽³⁾が制定された。ここでは、営業店組織の再編成とともに、幕末期以来廃絶同様であった大元方を再興する試みがなされ、京都の大元方とならんで東京・大阪の従来の大元方と改称、総轄三井高福（総領家第八代）以下大元方役同苗の役配が定められた。大元方には「御改正掛り」が任命され、「宅々店々規則變更ニ相成候而ハ方今之時節時宜ニ寄美事有之候ハ、速ニ改正可致、聊無遠慮見込之次第大元方江可申出事」が指令されている。

明治三年六月の家政改革案は、明治期に入っではじめての改革案として多くの重要な内容を含むものであった。ことに営業店組織の面においては、御用所（東京・横浜・神戸）のほかに東京糸店をあらたに大元方直轄の営業部門に加えるなど、新しい蓄積の可能性を模索する姿を認めることが出来る。しかし、三井家の営業と家政の全面にわたる中枢機関としての大元方の統轄の機能は、この改革によって必ずしも強化されたわけではなかったのである。

このような衰微の極にあった三井家に、転生の機をもたせられたものは、明治四年六月の「新貨幣為替方」の任命と、これに続く大蔵省・開拓使両兌換証券の発行など、政府関係業務の新たな拡大であった。新貨幣為替方に任命された三井は、ただちに新貨幣交換の準備を進めるとともに、東京、大阪、西京、横浜、神戸の五か所に「為換座」なる新たな

機関を開設した。新貨幣為替方とは、新貨条例による新貨幣の発行にともない、新旧貨幣の交換と造幣地金の回収を行なうものであったが、この辞令に添えられた「廉書」には「総テ貨幣交替流通之便ヲ資クル為メ、東京其外之地ニ於テ真成之銀行成立候様心掛、尽力可致事」と記され、当時の大蔵省首脳部の構想では、これが新たにわが国に移植されるべき銀行制度の中核に位置するものとして期待されていたのである。したがって三井は、大蔵省側の指令に応えて、明治四年七月、御用為換座三井惣頭八郎右衛門名代三野村利左衛門の名儀をもって新貨幣銀行の創立を出願した。そして、この為換座の設置を基軸にして、三井家の大元方制度の根本的な改変が企図されたのである。

明治四年一〇月、東京大元方を創設する規則書が制定され、⁽⁴⁾ 続いて同月二三日には三井家の大元方役同苗である三井八郎右衛門（高福）、三井三郎助（高喜）、三井次郎右衛門（高朗）、三井篤次郎（高潔）らは京都を出立して東京に向った。一行は翌月一五日に東京に到着、これを迎えて明治五年一月一日、東京海運橋兜町の為換座・御用所内に東京大元方役場が開設された。右の規則書によれば、東京大元方の設置は、決して旧来の京都大元方の廃止ないしその移転を意味するものではなく、「旧幕府之通逸々京都江相談之上御請可仕杯と申上候様にてハ至急之取計ニ忽差支、自然不都合之儀とも可有之」ためであり、京都大元方は京都・大阪・神戸・松阪の各店を、東京大元方は東京・横浜の各店を管轄するものと定めている。しかし、これ以後重要な決定はすべて東京大元方においてなされ、東京大元方は三井家の事業の中樞機関としての実質を備えていたのである。

ところで、為換座から提出された銀行創立の願書は、いったん正院の裁可を得ながら、政府内部の意見の不一致から撤回された。しかし間もなく、これにかわるものとして大蔵省・開拓使両兌換証券の発行が三井組に委任された。⁽⁵⁾ 「為換座」が当時の三井家にとって重要な意味を持ったことの第一は、この新設の機関を通じてきわめて巨額の官金が導入されたことであり、これが運転資金の枯渇に悩んだ三井家に、まさに干天の慈雨の働きをしたことは明らかである。東

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第1表 創設時における東京大元方の資金（明治4年）

入 方				出 方				
月日	正 金		証 券	月日		正 金		証 券
	大蔵省証券引替準備金	開拓使証券引替準備金	大蔵省証券2割下付高			正 金	証 券	
	両	両	円			両	円	
10. 27			20,000					
10. 28	40,000							
11. 7			44,000					
11. 9			140,000					
11. 10	88,000			12. 20	大蔵省証券引換溜 (出納寮へ納)		139,068	
11. 12			50,000	12. 20	証券引替元并為替備 (無利足)			
11. 22	400,000				京都為換座へ	10,000		
11. 29		100,000			大坂為換座へ	100,000		
12. 2	100,000	40,000			神戸為換座へ	10,000		
12. 3			100,000		東京為換座へ	100,000		
12. 9		10,000			小 計	220,000		
12. 11		50,000		12. 20	為換座操出し金 (年1割利足)			
12. 20		100,000			京都為換座へ	50,000		
12. 23	80,000				大坂為換座へ	210,000		
12. 24			140,000		東京為換座へ	250,000		
12. 27			380,000		小 計	510,000		
合計	708,000	300,000	874,000	合計		730,000	139,068	
				差引(かり)		278,000	734,932	

出所) 東京大元方「大元帳」(三井文庫所蔵史料 別2060)

京大元方の場合、発足にあたって資本金に相当するものはなかった。第一表は、東京大元方の金銭納納のもっとも基礎的な帳簿である「大元帳」⁽⁶⁾の冒頭の部分、明治四年一〇月から一二月にいたる金銀出入りを表示したものである。これによれば、大蔵省兌換証券の発行が開始された明治四年一〇月から同年末までのほぼ二か月間に、一〇〇万八〇〇〇両の大蔵省・開拓使両兌換証券の引替準備金（正金）と、八七万四〇〇〇〇円の大蔵省兌換証券（三井組へ交付される発行高の二割）とが三井組へ投下されている。そして、東京大元方は、このうち証券引替溜り一三万九〇〇〇〇円を出納寮に上納したほか、七三万円の正金を「証券引替元并為替備」ならびに各為換座への操出し金（運転資金）として東京、大阪、京都、神戸の各店へ運用し、なお一〇〇万円余りが東京大元方に滞留しているのであった。

このように、創立当初の東京大元方は、自己の資金を出すことなく政府資金のみによって出発し、その後漸次各店からの功納金あるいは利足収入（各店への投下資本にたいする）がこれに加えられ、東京大元方の運用資金が構成されるにいたったのである。新貨幣為替方の任命には、じまる政府関係業務の拡大が、当時の三井組にとっていかに重要な意味を持って迎えられたかを物語るものである。

しかし、為換座の「銀行」化は実現しなかった。大蔵省首脳部の方針転換にともなって明治五年八月には三井小野組合銀行の設立をみ、続いてこれが第一国立銀行として創立されるにいたったからである。この経過を「日記」⁽⁷⁾など三井組東京大元方の資料によって追ってみよう。

明治四年

七月 三井組、新幣貨銀行の創立願書が大蔵省へ提出。同月二五日大蔵省より太政官へ上呈、同月二五日裁可。

九月一日 大蔵省首脳部、東京深川の三井別邸において銀行設立問題について協議。席上伊藤博文より異論が出て紛糾、結局三井への銀行設立認可を取り消す。

九月二四日 大蔵省、為換座三井組に大蔵省兌換証券の発行を委託することの稟議を正院に提出、翌二五日裁可を得る。二八日発行規則を三井組に交付。

一二月一八日 渋沢栄一を紙幣頭に任命、これより国立銀行条例草案の編成はじまる。

明治五年

一月一日 東京海運橋兜町の為換座・御用所内に三井組大元方役場を開設。

一月二五日 井上馨、三井組首脳部を私邸に招き、銀行を創立し金融業に専念するため、呉服店を分離することを勧告。

二月 小野組、私名為換座。「欧羅巴各洲私名バンク之法」にもとずいたバンク設立を出願。

四月一四日 渋沢、三井・小野両組の首脳を私邸に招き、共同でバンクを設立すべきことを内示。このころ三井組東
京大元方は「改正規則書」を制定、呉服店分離ならびに両替店・御用所を合併統合する方針を定める。

五月一五日 大蔵省、府県為替方の設置について通達。これより三井・小野・島田などは各県への出張店開設を進める。

五月二一日 井上馨、三井・小野両家にたいし、不和を解消し共同でバンク開設にあたるべきことを厳命。

五月二七日 三井・小野両組、大蔵省の勧告に屈し共同銀行の設立に同意。

六月一七日 大蔵省、国立銀行条例草案を正院に上呈。

六月一八日 三井・小野両組、紙幣寮へ共同銀行設立の願書を提出。

七月二五日 新設合併銀行の営業場所について、大蔵省と三井・小野両組の間で協議はじまる。

七月二七日 井上、三井の海運橋為換座の建物を新設銀行に明け渡すことを内命。三井側はこれを拒絶し、為換座へ

は両替店・御用所など三井の営業部門を集中する従来の方針を再確認。

八月五日 正院、国立銀行条例を裁可。大蔵省、為替方を廃止し三井小野組合銀行に「大蔵省為替御用掛」を命じる。

八月六日 三井小野組合銀行、本両替町旧為替方会所を銀行仮扱所と改称して営業を開始。

八月一日 大蔵省、さきに三井・小野両組から提出された銀行創立願書に指令案を添えて正院に上申、一五日裁可を得る。

八月七日 紙幣寮、三井・小野両組にたいして銀行創立を許可し、その名称を第一国立銀行とすべきことを通達。

八月八日 このころ、第一国立銀行開業の場所をめぐって、海運橋為換座の建物に固執する井上・渋沢らと、これを拒否する三井側との接衝が続けられ紛糾。

九月一日 三井組、海運橋の建物を第一国立銀行に譲渡し、新たに室町三丁目駿河町両替店隣の呉服店跡地に西洋造りの「手限之銀行取扱店」を建築する方針を決定。この日、三野村利左衛門宅に井上・渋沢・芳川頭正ら大蔵省首脳と三井・小野両組の幹部参集、新銀行設立問題を協議する。この席で新銀行の役員を内定、第一国立銀行設立の大綱定まる。

井上・渋沢ら大蔵省首脳部の最初の銀行構想は、その中心に三井家——三井組を据えたものであった。したがって三井家の側においても、これに対応して、伝統的の家業である呉服店部門の分離を実施し、大蔵省側の期待にこたへべく貨幣取扱資本への純化を志向する改革を進めていた。しかし、明治四年のいわゆる「銀行論争」から第一国立銀行創立準備にいたる過程では、三井組単独による銀行設立案が排され、結局三井・小野両組の合資による銀行創立が強行されたのであった。

第一国立銀行の創立は、三井組にとって大きな打撃であった。この間には、国庫金出納統一の第一歩としての府県為

替方の設置が行なわれるなど重要な動きがあり、これを新たな蓄積の基盤として確保しようとする三井・小野などの前期的特権商人と、これを新設銀行の重要な機能のひとつに含ませようとする大蔵省首脳との間に葛藤を生じたことは、前稿で述べたごとくである。⁽⁸⁾しかし、第一国立銀行の設立が、国庫金出納の統一機関としての性格を強く備えながら、当然これに含まれるべき府県為替方——地方における官金取扱——を分離したことの意味は重要であった。第一国立銀行の発足と同時に「大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則」が制定されて、大蔵省の官金取扱業務は同行に移されたが、府県為替方の業務は「大蔵省金銀取扱向トハ自ラ異同有之、全難照準趣モ有之」として旧特権商人のもとに温存されたのであった。府県為替方は「各府県ニ在ル巨商豪商其他何人ヲ論セス身元十分礎成者ヲ撰ヒ大蔵省ノ許可ヲ得テ之ヲ命ス」ることになっていった。しかし、やがてこの府県為替方の特権の大半は、三井・小野両組に集中し、新たな利益の源泉となったのである。したがって、第一国立銀行創立以後の三井組にとって、残されたこの府県為替方業務の特権を軸にして府県出張店の営業を拡充し、この地方的基盤の上になつた経営の転換が要請されるにいたつたのである。明治六年四月、三野村利左衛門にたいして三井家政の全権委任が行なわれ、いわゆる「三野村の改革」が進展する。それは、三井組単独による銀行設立を進めることであり、同時にこれにもなつた資本の所有形態の変更を志向するものでもあつた。三井家の家業と家産にたいする統轄機関としての大元方制度は、この改革の過程で根本的な変質を加えられるにいたつたのである。

- (1) 拙稿「国立銀行制度の成立と府県為替方」(『三井文庫論叢』第二号)、「為換座三井組の成立と展開」(同 第三号)。
- (2) 慶応四年七月「示談書」三井文庫所蔵史料 本一四九六、『稿本三井家史料』三井高福 一三九五ページ。
- (3) 三井文庫所蔵史料 本一〇三四—二、『稿本三井家史料』三井高福 一五七五ページ。
- (4) 三井文庫所蔵史料 本二二一九、『稿本三井家史料』三井高福 一七一八ページ。
- (5) (8) 詳しくは前掲「国立銀行制度の成立と府県為替方」を参照のこと。

(6) 三井文庫所蔵史料 別二〇六〇。

(7) 同右 本七三五。

2 三野村利左衛門による三井家政改革

三井家政の全権を委任された三野村は、翌五月大元方総轄の地位に就き、各種の規則・通達を相次いで発するなど三井家政改革に着手した。そのひとつは、東京大元方創立以来の三井組の經理の実態を明らかにすることであった。

東京大元方が明治四年一〇月に設立された際の「規則書」には「彼地江大元方取建可申候、決て京都大元方廢し候訳ニハ無之、根本一ツニして左右ニ枝あるかことく、此上分れ役場相建候間此旨相心得、取違無之様承知可致」と記され、しばらくは東西両大元方が並存する状態にあった。營業面での統轄の機能が東京大元方に集中していたとはいえず、この状態から生ずる混乱は少くなかった。明治六年五月の改革にあたって三井組の統轄の機能はすべて東京大元方に一元化され、京都大元方は西京大元方出張所と改められたが、このような変化は当然のことながら三井組の勘定目録の上に反映されねばならない。大元方の創立以来連綿と続く「大元方勘定目録」は、ほぼ同じ形状で明治五年秋季にいたるが、最後の明治五年秋季の大元方の収入には營業店からの収入はなく、東京大元方からの為替送金のみが計上されている。⁽²⁾ ここには、新貨幣為替方の拝命以後多面的な活動をはじめた東京大元方の勘定は、含まれていないのであり、西京大元方とは別箇の存在としての東京大元方独自の勘定目録も作成されてはいなかった。三野村は、「大元方取調向申渡」として一五項目からなる調査を指令したが、この調査は、東京大元方が創設された明治四年秋季にまでさかのぼって金銭出納の詳細を明らかにしようとするものであった。調査は明治七年春まで続けられ、四月には東京大元方の第一回の決算書「本目録仕訳帳」⁽⁴⁾が作成されるにいたった。この目録は明治七年三月三十一日現在でつくられ、従来の大元方勘定目録とは、多くの点で形状を異にしている。第二表はこれを表示したものである。

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第2表 東京大元方，明治7年4月改 惣目録

入	方	出	方
	円		円
大蔵省準備金御預り差引残高	71,602.000	三越元方貸金 (利足年イ)	110,000.000
開拓使二割御預り之内差引残高	296,670.000	三越元方貸金 (利足年チ)	20,000.000
* 各所店々功納合高	145,130.427	東京御用所元備金 (利足年サ)	5,000.000
大坂店為替差引残高	79,072.939	大坂座普請金貸 (無利足)	2,000.000
* 利足入高	163,623.163	同 (無利足)	200.000
六角・新町・南御宅々年賦済金	360.000	同 貸金 (利足月イセサ)	3,000.000
新町御宅年15利足付旧御用所預り	1,150.000	神戸店貸金利足 $\frac{1}{7}$ 万円年チ	17,000.000
金ニテ三野村利左衛門持帰り候分	73,330.000	御用所差加金へ預ケ高	73,330.000
開拓使証券二割御下ケ渡之内上納高①	1,500.000	米代金之内 三口内済差引残	22,300.000
芝口荅丁目地所払代金 (元高3250円)	1,125.000	八郎右衛門様外 立替	1219.566
大坂店酉秋利足預		三谷三九郎地所代金	25,350.000
		駿河町六間口家作買入代	1,100.000
		旧両替店立替	336.594
		三野村利左衛門承り 小島渡金	1,150.000
		公債証券口々買入之代	303,382.192
		六角・新町・南御宅々普請金	3,000.000
		* 神社仏閣諸入費払方	56.587
		* 臨時諸入費払方	96,795.863
		* 御宅々賄料払方	46,430.414
		* 御小遣其外諸入費払方	5,301.913
		* 各所出張往返諸入費払方	4,347.000
		* 利足払其外諸入費払方	23,909.733
		* 等席手代役料并目代席月給共諸入費払方	17,476.250
		* 進物口々諸入費払方	816.449
		* 店々其外心付諸入費払方	169.000
		* 賄方諸入費払方	238.261
		神戸店差引残貸高	16.800
		横浜店差引残貸高	30,016.800
		函館店差引残貸高	100,480.000
		新潟為換座備金	3,000.000
合計 (かり)	833,564.530	合計 (かし)	917,423.430
差引 (かし)	83,858.899		
〔惣目録之内功納其外入払勘定〕			
(* 印入方合計)	308,753.591	(* 印払方合計)	195,531.871
		差引延金	113,211.820

出所)「二季惣目録帳」(三井文庫所蔵史料 別2015)

注①「但御約定通り年々未之利足ヲ以更ニ御預リニ建ル、利足ハ毎年6月・12月上納可致候事」

第3表 東京大元方への功納金内訳
(明治5年1月～7年3月)

	功納高	同比率 %
東京御用所	43,558.543	30.01
横浜御用所	6,000.000	4.13
大阪御用所	45,550.740	31.39
神戸御用所	6,672.799	4.60
西京御用所	10,654.503	7.34
松坂御用所	4,458.460	3.07
小計	116,895.045	80.54
東京兩替店	15,952.388	10.99
大阪兩替店	4,112.700	2.83
西京兩替店	3,252.766	2.24
小計	23,317.854	16.06
その他①	4,917.529	3.40
合計	145,130.427	100.00

出所) 大元方「店々功納帳」(三井文庫所蔵史料 別2050)
注) ①東京兩替店 40ヶ所・26ヶ所功納, 東京兩替店
同御用所別廉功納其外口々差引残(6年10月13日
入金)

第4表 東京大元方利足収入の内訳

	利足	同比率 %
大蔵省貸上金利足	134,477.667	82.2
三越元方	13,566.666	8.3
神戸店	4,335.500	2.7
開拓使26万円利足戻入	4,302.466	2.6
西京店	3,458.332	2.1
大坂呉服店	993.332	0.6
東京糸店	187.500	0.1
その他	2,310.701	1.4
合計	163,623.164	100.0

出所) 東京大元方「利足書抜帳」(三井文庫所蔵史料 別
2022)

まず、勘定目録の「入方」から検討しよう。
さきにも述べたように、東京大元方が創立された際には、資本金にあたるようなものはなかった。大蔵省兌換証券・開拓使兌換証券などの政府資金を導入することによって、まず東京大元方の運用資金が形づくられたからである。この性格は、明治七年三月末の時点においても失なわれてはいない。入方の総計八三万三五六四円の五三・〇%にあたる四万二六〇二元は、これら兩兌換証券の発行取扱に関連するものであった。また、この入方においては、各所店々功納合高、「利足入高」が右の兩証券とならんで大きな比率を占めていることが注目される。これらは当該期間内の東京大元方の収益というべきものであり、これらは「入払勘定」＝損益計算の入方(益金)にたてられている。両者の内訳は第三表および第四表に示すとおりである。

さて、功納金・利足収入などの収益を生ずるための東京大元方の資金の運用状況はつぎのとおりである。

「出方」（合計九一万七四三三円）は大別して、(一)公債証書買入（三〇万三三二二円）、(二)各店への貸付（三万五三三〇円）、(三)諸入費の支払、(四)各店との為替貸借差引残高貸（二万三三五一三三円）に分けられる。資産のうち不動産は、三谷三九郎より買入地所代金ならびに駿河町六間口家作買入代として二万六四五〇円があるのみで、この時点での東京大元方の資産には、いまだ不動産は含まれてはいないことが明らかである。諸入費払方（損益勘定の損金）を除いた資産の四二%ほどは公債証書の買入れにあてられ、各営業店への貸付は三一・九%にすぎない。この時期の各店の資金は、東京大元方の繰出し金の形式をとっており、各御用所の資本金が規定されるのは、明治七年七月以降である（第五表参照）。なお各店との為替差引残高は、大阪を除いて他は「貸」となり、全体でみれば五万四四四〇円の貸越しとなっている。

貸付金のうち最も額が大きいのは、三越元方にたいする貸金であり、入方にたてられた開拓使証券預り高七万三三三〇円（利足年五朱）は、そのまま年六朱の利足を付して東京御用所差加金として貸付けられている。もとよりこの貸付高は明治七年三月三一日現在での数字である。したがって東京大元方創立以降の各営業店にたいする資金運用の状況は、第五表とあわせて考慮する必要がある。

さて、東京大元方の最初の勘定目録の完成と平行して、駿河町に建設していた西洋造りの新館^⑤三井組ハウスが落成した。明治七年五月一日には「見世各役場」が、ついで四日には大元方会所がハウスに移転して大元方寄会が開かれ「申春季^⑥戊三月三十一日迄大元方勘定目録出来ニ付、配当金夫々規則等被仰渡」た。そして六日には「為換バンク」、「三井組」の看板を掲げて営業を開始したのである。第一国立銀行の創立以後^⑦三井組が単独で銀行設立に向う動きが表面にあらわれた最初であり、いわば、さきの勘定目録の作成は、この「為換バンク」の発足にあたって、この時点での三井組の資産・負債の状況を確定するための作業であったともいえよう。そして同時にこのことが、三井組の営業

第5表 東京大元方貸付金

	貸付額	利率	貸付期日	返済期日	備考
	円		年月		
大阪座普請金貸	2,000,000	無利足	明治 4. 6.	*①	
〃	200,000	〃	4. 6.	*	
大阪座貸金	3,000,000	月0.125	4. 6.	*	
東京御用所元備金	5,000,000	年0.05	4. 9.12	*7. 7. 3	別廉功納金の内より貸
糸店元備金	5,000,000	〃0.05	4. 9.12	5.10. 5	別廉功納金の内より貸 (明治5年10月5日三越元方より返金)
神戸為替座開座ニ 付元建預	30,000,000	無利足		5. 3	明治5年3月二日に仕分神 戸座17,000円、大阪呉服店 13,000円
大阪為替座操出し 金	210,000,000	年0.1	4.11.20		
東京為替座操出し 金	250,000,000	〃0.1	4.12. 8	5. 4	内150,000円内済、100,000 円5年4月晦日内済
京都為替座操出し 金	50,000,000	〃0.1	4.12.20	6. 4. 5	内15,000円5年1月大阪座 為準備相廻し、残35,000円 は6年4月5日返金
大蔵省貸上金	500,000,000	〃0.07	5. 2. 2		三口計1,500,000円、内 140,000円5年7月下戻
〃	500,000,000	〃0.07	5. 5.16		明治10年6月30日御預り 135万円返納、御貸上高 135万円御下渡にて出入 皆済の積り
〃	500,000,000	〃0.07	6. 2.28		
大阪呉服店別廉商 元仕入金	5,000,000	〃0.15	5. 3.10	5.10. 5	神戸座30,000円の内より引 取、明治5年10月5日三越元 方より返金
大阪呉服店貸	13,000,000	〃0.08	5. 3.	5.10. 5	
函館御用所貸金	20,000,000	無利足	5. 3.	7.12.25	
神戸店貸	17,000,000	年0.08	5. 3.	*	内10,000円は元手金として 利足年0.08、7,000円は年 0.10
三越元方貸	110,000,000	〃0.10	5.10. 5	*	
〃	20,000,000	〃0.08	6. 7.18	*	6年秋季より4ヶ年半据置、 11年より元金10年賦、利足 ハ半季毎
御用所差加金へ預 ケ高	73,330,000	〃0.06	6.12.20	*	
大坂店貸金	22,500,000	〃0.1	6. 7		
大坂御用所	15,000,000		7. 3		西京座へ繰出金50,000円の 内より廻す
東京御用所資本金	2,000,000,000	無利足	7. 7. 1		
〃	20,000,000	〃	7. 7. 1		
横浜御用所資本金	20,000,000	〃	7. 7. 1		
大坂御用所資本金	20,000,000	〃	7. 7. 1		
西京御用所資本金	10,000,000	〃	7. 7. 1		
神戸御用所資本金	10,000,000	〃	7. 7. 1		
開拓使ノ廉御用所 へ差加金	166,670,000		8. 6.25		

出所)「(貸借帳)」(三井文庫所蔵史料 別2018)

注) ①返済期日欄の*印は、明治7年3月末大元方勘定目録に記載されているもの

資産と、三井家の同族が共有する非営業財産とを分離するための基礎作業であったことに注目しなければならない。

明治六年にはじまり、同九年七月の三井銀行の創立にいたる一連の改革における三野村利左衛門の意図は、東京大元方三井組の資財を三井家の共有（同族の所有）から切り離し、三井家という同族集団とは別個の存在である三井組そのものの所有とし、三井家の規制から解放されたところでその運用をはかることにあるのである。明治七年八月制定された「大元方改正条目」には、三野村のこの意図が、つぎのように主張されている。⁶⁾

夫大元方ハ三井一家之大基礎ニシテ、先祖ヨリ譲ラレタル身代ヲ預リ之ヲ保護スル重大之役場ニシテ、素ヨリ同苗自己ノ所有ニアラス、老分ノ同苗重役手代ノ者ハ此役場ヲ固守スル役人ナリ、故ニ大元方ヨリ申渡所之規則ハ則先祖現世之直命ト心得、主従共聊違犯スヘカラス、且大元方ノ貨殖盛大ヲ謀ルハ、総店々ヨリ益金運納スルニアリ、其之ヲ運納スルハ則惣手代ノ店々職務ニ勉勵協力シ、丹誠忠功ヲ尽スニアリ、而シテ大元方及各店々ヲシテ繁栄セシムルハ、同苗共之勉勵、惣手代之同心協力ニアル也、譬ハ大元方ハ地頭、同苗ハ役人、各店々ハ田畑、惣手代ハ農民ナリ、農民能ク耕作ニ尽力スレハ五穀能ク登リ一粒万倍ノ利ヲ得、地頭エ貢税ヲ納メ、且我妻子眷族ヲ育ヒ、上下鞅復シテ楽シムガ如シ、其根本タル地頭ノ大元方ヲ富強ニシ、不易ノ相統ヲ謀ルハ同苗及惣手代ノ尽力ニ拠ルナルハ、其地頭タル同苗ハ一家ヲ保治シ、富栄永続ヲ願ハ、其農民タル惣手代ヲ我子孫之如ク育ヒ厚ク恵ミ、仁恩以テ能ク懐クルヲ其専務トスヘシ、其家ノ主人如何程聡明才智アリトモ、一人ニテ総店々ノ事務ヲ視ル可ラス、此理ヲ能ク考究シテ、家業繁栄大元方ノ貨殖ヲ得ント欲セハ確實ナル誠忠ノ手代ヲ撰擧スルノ外有ルヘカラス、仍テ同苗、総轄、管轄、検事ヲ始メトシ、重役手代共一致協力、無隔意申合、同苗十五歳以上ニ至ラハ各店々ニ分配シ、夫々其器量ヲ見立、手代ト共ニ事務ヲ取ラシメ、家業ニ勉勵セシメ、主従同心協力以テ大元方ノ貨殖富強ニ尽力スベシ

この「大元方改正条目」は、毎月一六日に開かれる三井組の「報効会」⁷⁾の席上、同苗・手代一同に読み聞かせられた。いわば、三井組の新たな精神的規範ともいうべきものであった。ここでの大元方は、三井家の同苗と惣手代とによって構成される三井組の資産を保持し、その増殖を図るための機関である。それは三井家の同苗のみが私有すべきものではなく、「主従持合ノ身代」であるとしてされている。先祖より継承した身代を維持し、その繁栄を図ることは、主従共同の責

務であり、とりわけ大元方の棟梁である同苗は、主従一般の龜鑑とならねばならない。主従ともに忠誠を尽すべきは大元方にたいしてであり、これは主と従との封建的倫理の關係よりはるかに優位に立つ存在として規定されているのである。この主張を、より具体的に明確にしたものが、「大元方改正条目」と同時に定められた「大元方規則」であつた。

「大元方規則」は、まず大元方を「大元方ハ三井組家政ノ一大基本ニシテ、同苗手代共ニ之カ制御ヲ受ケ、其給俸ヲ仰キ、其法令ヲ遵守シテ敢テ違戻ス可ラサルノ役場ナリ」と規定し、続いて第一条で、つぎのような重要な宣言を行なっている。

三井組ノ家産ハ三井組ノ有ニシテ三井氏ノ有ニ非ス、自今其分界ヲ明ニシ、敢テ私ス可ラス、主従共ニ此意ヲ領シ、各自勉勵シテ益金ノ其身ニ及フヲ勉ムヘシ

三井組の資産は三井組そのものが所有するところであり、三井家同族の私有物ではないとする三野村の主張は、この「大元方規則」においてはじめて示された。この三井組の資産が、「主従持合ノ身代」として三井家の同苗と惣手代とによつて共有されるべきものであることは、すでに見たごとくである。ここでの三井組は、同苗から末端の手代にいたるまでのすべてによつて構成されるものであり、その限りで「三井家」はこれを構成する一部にすぎない。同様に、三井組の資財は「三井家」の資産がすべてではなく、——後に詳しく述べるように——東京大元方設立以後に生み出された貨幣財産の巨大な蓄積によるものである、との考え方があつた。この三井組の中核部分として三井組の資財の保持と運用にあたり、事業の全面にわたる統轄の機能を果す機関が大元方（＝東京大元方）であり、大元方は三井家同族に優越する存在であつた。こうしたことから、大元方にたいする同族の私的な支配・干渉を極力排除し、大元方＝三井組を三井家から自立させるための手段がとられる。「大元方規則」の三井家の同苗にたいする態度は、きわめて敵しいものであつた。例えば、「三井氏同苗ノ中、其職位ニ非シテ漫ニ宗家ノ権柄ヲ弄シ、又ハ妄ニ財貨ヲ費糜シ、都テ総轄管轄ノ命ヲ用

ヒス、規則ニ悖戻スルモノアラハ速ニ之ヲ幽閉スヘシ」とし、幽閉後もなおあらたまらず定額の給料にても償いえないほどの負債を生ずれば同苗の列を省き、定額金の支給を断つという制裁を規定し、「右無道之主人ヲ幽閉シ且同苗ノ列ヲ省クニ至ルモノハ、三井組ハ一家ノ主人ヨリ重ク、一人ノ不良ハ同氏一姓ノ盛衰、手代一同ノ存亡ニ関係スルヲ以ナリ」としているのである。

それでは、「三井組ノ家産ハ三井組ノ有ニシテ三井氏ノ有ニ非ス、自今其分界ヲ明ニシ、敢テ私ス可ラス」というとき、その実態はいかなるものであつたらうか。三井組の資産を明らかにし、これを同族の共有から分離したうえで純粹に三井組（三井銀行）の營業用資産として確定する作業は、三井銀行創立の基礎条件のひとつでもあつた。この作業は、このあと明治九年にかけて続けられ、その結果三井銀行株金二〇〇万円のうち一〇〇万円が大元方の所有に、同五〇万円が三井家同苗の共有として確定するにいたつた。ここにいたる過程、いわば三井銀行の創立にもなつて、江戸時代から引き継がれて来た三井家の家産の所有形態が、どのように変化せしめられたかを探ることが、本章での課題であるが、そのため、まず必要なかぎりにおいて三井銀行の創立がどのように行なわれたかを瞥見しておきたい。

- (1) 三井文庫所蔵史料 本二二九。
- (2) 同右 本二〇八四。
- (3) 同右 本二二五五。
- (4) 同右 別二〇一五。
- (5) 東京大元方「日記」同右 本七三六。
- (6) (8) 同右 続三三九一。
- (7) 報効(義)会は明治六年一月三野村によつてつくられた。規則によれば「茲ニ義会を創立し、報効会と称し、連役以上之輩を招集し以て彼是之情を通し、以て遠邇之状を知り、以て得失之疑を決し、以て知識之域を拡めんと欲す」とし「此会ニ於テハ貴賤長少之別なく、当日出席之順序を以て坐位を可定事」、「支配人以上ハ予め説一カ条を草案し出席可致事」、あるいは「集

議中最良之説を撰定するは会同三分二以上之同論を以てすへき事」などを定めている。(三井文庫所藏史料 続二二三)。三井銀行設立以後は隷屬株主をも含めた三井銀行の株主集会としての性格を持つものであった。

3 三井銀行の創立と三井組

明治七年一〇月の大蔵省達乙第一号(預り公金にたいする抵当増額令)は、小野・島田両組を鎖店に追いこんだ。この事件は、三井組にとつても同様の危機をもたらせたが、とりわけ第一国立銀行は大きな衝撃を受けた。三野村は明治七年二月二〇日、小野組瓦解による第一国立銀行の善後策について渋沢に「第一国立銀行ト三井組ト扱之方法見込相談書」を送り、つぎのごとき提案を行なった。⁽¹⁾

- 一 銀行は迄之株式百五拾万之處更ニ相減シ百五拾万ニ相定度候事
- 一 是迄之株主之儀は追々示談之上三井組江悉皆譲受申候事
- 一 三井組ニ於而銀行増株元金之儀は三井本店貸付方より槌なる貸附を相廻し可申心組ニ候事
- 一 渋沢氏は拾万円を限り加入致申度候事
- 一 銀行事務扱之儀は渋沢公江委頼致し、月給其他銀行限り益金之配当は是迄之通相渡申度候事
- 一 是迄銀行ニ而抱有之候手代は更ニ人撰之上改正致し、三井組江相抱、然る上は已後三井組ニ而夫々等級を相定メ申度候事
- 一 銀行益金配当之儀は悉皆三井組本店江請取、三井組限各所支店より相集候配当金とも不残大元方江悉皆相纏メ、三井組手代一般之配当ニ致し申度候事
- 一 銀行扱之儀は大蔵・内務御省限出納御用は此銀行ニ而相勤、其他各省察御府県之扱ハ三井組ニ而悉皆扱申度、依て相互ニ申合御用向差支ニ不相成様銀行と三井組と兼而約定を取結置申度候事
- 一 第一銀行ハ是迄之通海運橋兜町を本店と定メ、支店は大阪限りニ致し度候事
- 一 横浜支店之儀は更ニ相廃し、右両所江其他之引合有之候節は三井組支店ニ於而約定を致し置、扱申度、万一扱申大金之分其地ニ備へ不置候半而は差支之儀も有之候ハ、三井組出張店之内金庫ヲ沓ケ所設ケ置、多分之金を右金庫中江入置、其鍵は本店江持帰

リ置申度候事

一三井組本店並ニ各支店とも当今迫々御時勢ニ基キ規則改正罷在候得とも、尚亦今般規則改正致し、諸方出張所並ニ是迄貸出し金等取纏方之方法相付候上大蔵御省より検査を相願、我儘自由ニ不相成方法相設可申心組ニ候事

一銀行家事一般取締向之儀改正致度候事

一銀行と三井組各出張所ト為替扱之儀ニ付約定取設置度候事

一銀行並ニ三井組とも可成丈手広ニ不致、追々手堅ク致し可申様致度候事

一三井組ニ於而從來預リ金等有之候節は、不残公債証書ニ致し置、決而貸付等は致し中間敷候事

右之通之扱ニ相成候上は、銀行と三井組とは同様之義ニ候得とも扱向区別相立候義故、左候得は返而取締もよく規則相立可申儀ト奉存候、^(一)組ニ有志之方も可有之候得とも其人ニ不拘銀行と三井組とハ確と申合、至極手堅ク致し申度候事

右之通ニ致度心組ニ候、此段御相談ニ及候間、無遠慮御見込之程被仰聞度奉願上候也

三野村の意図は、第一国立銀行の共同出資者である小野組の破綻を好機として、同行を實質的に三井組のものにするに於てあった。この提案によれば、第一国立銀行は名目的には三井組とは別個の機関ではあるが、その實質においては三井組の一營業部門とかわらず、完全に三井組の支配下におかれる。渋沢は、第一国立銀行を「三井組之出店同様」にしようとするこの提案に激しく反論し、むしろ同行を三井組の支配から脱するための組織改正を提唱した。そして翌年にかけて資本金の減額その他第一国立銀行の改革が実施されるが、ここでは三井組に從來認められていた特別の待遇が廃されて一般の取引方法と同様に改められるなど、むしろ第一国立銀行を三井組の経営の一環に収めようとする三野村の思惑は、大きくはずれる結果となったのである。こうして三井組は、ふたたび三井組単独での銀行設立の準備を進め、明治八年三月には三井部内に向けて「三井組を三井バンクと相改、大改革致し候ニ付、是迄三井組大元方より申渡有之候規則一般相廃し、更に三井組バンク大元締役場より規則申渡」⁽²⁾ことを通達した。同月三野村利左衛門が大蔵省へ提出した文書は、つぎのように銀行設立準備の進展を伝えている。⁽³⁾

——前略——店々大改革仕、貸附金道々取立、確乎不抜之基礎相立候様昼夜苦配仕、行々大丈夫之見込相立、三井私名バンク之規
則ニ改正致し、是迄之三井氏と三井バンクと判然一區別相立、三井同苗とも始め手代一同ニ而其株を券リ創立可致様苦配中ニ有之、
尤已來御用金并為替扱之外ハ何程利益有之候商業筋ニ而も一切取扱不仕候様堅固之規則相建、都而何事ニ不限総轄・管轄之命無之
而者決一己之扱致不申規則ニ相立可申心得ニ御座候、右バンク扱規則等者方々取調中ニ御座候間、追而調整仕候上ニ而申可仕
候間、此段御聞置奉願候

三井銀行の創立願書は、明治八年七月七日付で東京府へ提出された。新銀行は三井組の營業を継承し、資本金(株金)
三〇〇万円の無名会社(公国商法におけるソシエ・アノニム)の制を採った。これについて「三井銀行創立之大意」は、
「会社ノ体數種アリ、就中無名会社ヲ善良トス、蓋無名トハ其人名ヲ指サスシテ其事業ヲ以テ社名トスルノ謂ナリ、故
ニ其事ヲ管理シ、其務ヲ負担スル、一ニ公選衆議ニ取ル、且其定款成規皆政府ノ承認ヲ經テ之ニ遵從スヘクシテ私アル
コトヲ准サス、即チ善良トスル所以ナリ、而シテ今其善良ナルモノヲ採テ之ヲ用フ、又時ニ随フ所以ナリ、故ニ今三井
組ノ名ヲ廢シ、其業ヲ繼キ、更ニ私立三井銀行ト稱シ、家長雇人ノ義ヲ斷チ改メテ共ニ社友トナリ、同心戮力シテ以テ
各自ニ益利ヲ分チ、永ク其悅ヲ共ニセント欲ス」と述べている。⁽⁴⁾

この出願に先だつて同年六月には「資本株金募方内規則」が定められ、資本金(株金)三〇〇万円を募集する配分比
率を、(一)三井組大元方 二〇〇万円、(二)三井氏同苗一同 三二万円、(三)名代・目代・日勤席勤仕之者など三井組使用よ
り 六八万円とする方針が示された。⁽⁵⁾この「内規則」では三井氏同苗一同の名義株が全体の一〇・六%におさえられ、
これにたいして使用人の持株分が三井氏同苗株の二倍以上とされていることは興味深い。新設の銀行にたいする三井家
同族の影響力を極力少くしようとする意向のあらわれとみられよう。

しかし、このような配分比率にたいしては、同族の優位を主張する立場からの抵抗は、当然予測される。事実、銀行
創立願書に添えて提出された「三井銀行申合規則」においては、旧三井組大元方二〇〇万円、三井氏一同より五十一万円、

旧三井組隷属一同より四九万円⁽⁶⁾の配分に変更されている。そして、同年一〇月にはさらにこれが改訂され、資本金（株金）を二〇〇万円に減額し、これを大元方一〇〇万円、三井氏同苗と旧三井組隷属一同がそれぞれ五〇万円づつを負担するものとした。

一方、銀行創立願書提出直後の七月九日には、三野村利左衛門を総取締とする「銀行引継事務改正掛」が設けられ、具体的な準備が進められた。改正掛の設置によって大元締役場事務はすべて同掛へ移され、改正掛の指揮のもとに三井組各店の諸方貸借・所有動不動産の調査が実施された。明治八年九月改正掛第四号達は「今般大改革致候ニ付、三井銀行創立ノ義ハ兼テ相達置候処、未タ御政府ヨリ御許可ハ無之候得共、当明治八年七月ヨリ其心得ヲ以手限創立致候事ト相定候」としている。政府の認可を見越して、実質的な銀行への切りかえが行なわれていたのである。

それでは、三井組から三井銀行への移行はどのように行なわれたのであろうか。

三井組から三井銀行への引継ぎについては、明治八年一〇月三一日付で「事務引継契約書」⁽⁷⁾が結ばれている。三井銀行発起人と「三井組蘭店役員」との間で調印されたものである。これによれば、引継ぎは、三井銀行創立の許可を得て開業をなす前日に、明治八年一二月三一日現在の資産負債の数字をもってこの契約書にもとずいて行なわれる。引継がれるのは、従前三井組において取扱った事業、すなわち「官金出納、為換、荷為換、両替其他銀行ノ営業ニ属スヘキ事柄ニ付御用ヲ命セラレタル官庁并人民間ノ得意先及ヒ之ニ関スル諸条約ノ旨趣ヲモ併」せたすべてであり（第一条）、また「各地方ニ於テ従前三井組ノ分支店之アルハ悉皆三井銀行ノ分出張店ト為スニ付、該店ノ所有物其他第一条ニ準セシ事柄ハ都テ」三井銀行に移される（第二条）。従来三井組所有の地所家屋のうち、三井銀行へ引渡すものと旧三井組大元方が依然所轄するものとの区別を明確にし、以後相互に関係なきものとする（第六条）。旧三井組大元方は銀行開業の前日、すなわちこの引継ぎをなす日をもって雇人一同に暇を申渡すにつき、従前三井組に雇入れたる者を新に銀行に雇

第 6 表 三井組より三井銀行へ引継閩店貸預り及現在金

		金	洋 銀
預 り	官金御預り	2,809,676.457 ^円	244,460.77 ^{ドル}
	官民為換預り	1,061,581.614	11,242.14
	官民一時預り	1,799,978.429	495,759.59
	官民利付預り	3,415,699.499	1,530,650.56
	合 計	9,086,936.000	2,282,119.06
貸	一 時 貸	349,709.944	324,955.72
	利 附 貸	5,002,719.595	570,011.50
	無 利 足 貸	506,545.908	—
	滞 り 貸	537,427.944	7,739.38
	諸 向 貸	1,391,153.273	1,226,085.27
	現 在 金	1,466,824.158	113,720.59
	合 計	9,249,380.825	2,242,512.46
貸預差引(過上)		162,444.825	(-) 39,606.60
(洋銀1ドルニ付59匁9分7厘)			
全 所 有 金		122,858.858	

出所)「三井組閩店貸預り及現在金引継証書」(三井文庫所蔵史料 別1744—8)。

入れるとも旧三井組においては一切これに関係しない。旧三井組は、従前所有の地券・家蔵をもって一〇〇万円を三井銀行より借受け、三井銀行株金一〇〇万円の払込みにあてて、三井銀行の役員選挙についての投票発言の権利は三井組所持の株数の範囲にとどまる。そして、この引継ぎを完了したうへは、「大元方ト銀行トノ身代ハ全ク判然別種トナルモノ」であり、「相互ノ盛衰榮辱ハ勿論、仮令破産退転ノ場ニ立至ル事アルトモ唯其一方ニ止リ、一方ニハ曾テ関涉之ナキ事ヲ確乎盟約」したのであった。

明治八年七月に提出された銀行創立願書は翌九年三月条件付で認可され、三井組から訂正を施した書類が再提出された。そして五月二三日付で許可の指令が下され、三井銀行は七月一日付で開業のはこびとなった。したがって右の契約書による引継ぎは、明治九年六月三〇日をもって行なわれた。この時の「三井組闔店貸預り及現在金引継証書」は、第六表に示すとおりである。ただし、右の契約書では、引継ぎは明治八年一月三十一日現在で行なわれることになっていたが、実際にはこの第六表に示された引継ぎの金高は、明治九年六月三〇日現在のものではなかった。

さて、この「三井組闔店貸預り及現在金引継」の金高は、三井銀行に継承されるべき三井組の営業部門に属するものの総額であり、この内容は、三井組各営業店⁽¹¹⁾東京本店ならびに支店・出張店の貸・預りおよび現在金を総計したものであった。そしてこの営業用資産・負債の引継ぎとともに、三井組の営業にかかわる各店の店舗およびこれに付属する動・不動産は、四五万二六七〇円の評価額をもって、三井組から三井銀行へ売却された。⁽¹²⁾

確証

一金四拾五万式千六百七拾円拾八錢六厘五毛

右者今般衆議之上東京本店ハウス井附属品共、各分店出張店右同断、別冊詳細調書之通悉皆譲渡し代金総額金

一金四万四千四百三拾七円九拾貳錢七毛

右者京阪敦賀大津横浜右五店公債証書別冊調書之通直違代価⁽¹⁴⁾

合計

金四拾九万四千百〇八円拾錢七厘貳毛

右之金額正ニ受取候処確實明白也、為後証仍而如件

明治九年

三井組

大元方〇

(東京大元方印)

三井銀行

また、三井銀行への継承の過程での問題としては、新旧の滞貸金の整理があつた。この額は、明治八年九月の段階で約一四三万円と計上されている。この内訳は三越四三万円、林留右衛門三〇万円、横浜二万円、三陸辺五万円、三陸商社五万円、三谷三九郎七万円、勢州辺二〇万円、大阪辺二〇万円、神戸五万円、紀州三万円、静岡三万円などであるが、このうち二三万円余りを三井組の旧積立金をもって償却し、残り一二〇万円が三井銀行創立以後に繰り越され、これを三井銀行と旧大元方とで折半し各六〇万円づつ負担する方針が立てられた。ただし大元方の負担分六〇万円は三井銀行から無利足で借受ける形式をとり、この返済は旧三井組大元方所有の三井銀行株金一〇〇万円にたいする年々の利益配当をあてゐる定めであつた。⁽¹⁵⁾

このようにして、三井組の營業を継承して三井銀行が発足したが、以上にみて来たように三井組のすべてが三井銀行に移行したわけではなかつた。三井組の資産と組織の一部分は、依然として「旧三井組大元方」の名称のもとで存続したのである。したがつて、三井銀行に継承されなかつたものが何であつたのか、また三井家とこの旧三井組大元方および三井銀行三者の関係がどのようなものであつたのか、をつきに検討したい。

三井銀行への継承ニ分離の時点における非營業部門ともいえる大元方の決算の記録としては、明治九年六月末現在の勘定目録がある。第七表であるが、さきの第六表とあわせて、三井銀行に継承された三井組の營業部門と、この表に

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第7表 明治8年秋季・同9年春季 東京大元方勘定目録

明治8年7月～12月目録 (但店々功納者此度も別帳合相成候)			明治9年1月～6月目録		
		円			円
入	地所掛差引金残高 利 足 入	21,258.599	入	永々積立金代 地券金代 (追而消金可相成分)	690,529.869
		4,895.000		御用所借り (但日々出入差引残高)	106,710.000
				配当金預り (8年春季分)	36,889.979
				配当金残, 端金之分	1,690.550
方	合 計	26,153.599	方	配当金残, 端金之分	1,223.529
				小 計	837,043.927
				9年春季銀行配当金 八割通り	1,840.000
				東京地所 地代宿料 横浜石庫始5ヶ所地 代宿料	7,942.482
方	合 計	26,153.599	方	④ 小 計 (入方)	11,415.771
				合 計	848,499.849
				地券金 194口代	630,526.200
				所有土蔵家屋木々代	166,170.439
払	利 足 払 神 社 仏 閣 入 費 宅々定額并御役料共	2,600.000	出	時貸帳差引貸高	19,910.697
		23.009		八 木 代	9,295.721
		10,050.000		宅々年賦貸 地代勘定帳当座口之 内差引貸高	2,190.000
				小 計	118.272
方	等席手代役料并目代 席日勤月給 臨 時 諸 入 費 原野開墾場諸入費 各所出張 諸入費 店々其外心付入費 賭 方 入 費 御 雑 用 入 費 進 印 口 々 入 費	8,685.184	方	神社仏閣入費	369.175
		686.338		宅々賄入費	7,949.998
		1,025.000		勤番弁当代	18.000
		144.593		等席役料并目代日勤 月給共	955.182
方	合 計	23,701.290	方	臨時諸入費	688.949
				原野開墾所入費	6,119.126
				各出張入費	259.780
				各出張内心付入費	25.000
差引(この残金は 大元締へ入帳)	2,452.309	2,452.309	差 引 (過) ④ 一 ⑤	賭方諸入費	244.274
					⑤ 小 計 (払方)
				合 計	844,840.813
				差 引 (過) ④ 一 ⑤	3,619.035 (→)5,213.713

出所) 三井文庫所蔵史料 別2015

示された非営業部門との分離が明確に完了したものとみてよいであろう。この分離の作業が、改正掛の設置とともに開始されたことはさきに述べたが、明治八年一二月末の決算の際にすでに分離が行なわれており、大元方の勘定目録面では「店々功納者此度別帳合」となり、三井組の各営業店の部分はこれとは別に「総精算書」⁽¹⁶⁾が作成されている。第七表には明治八年末の大元方の目録をあわせて掲げたが、これは損益計算部分のみのきわめて簡略なものである。

それでは、第七表について明治九年六月三〇日現在での三井組大元方の資産・負債の状況についてみよう。

「入方」の大部分をなすものは「永々積立金」であり、この他に額の大きなものとしては「地券金代、追而消金可相成分」と日々出入差引残高として残された「御用所借り」があるにすぎない。各営業店の収益は勿論大元方へは入らず、大元方の収入としては、銀行配当金の八割と、東京・横浜での地代収益若干があるのみである。

永々積立金の増加の過程は、第八表に示すとおりである。まず、この積立金が「二季惣目録」⁽¹⁷⁾のうえに現われるのは明治八年一月の惣勘定目録からであるが、これは明治七年四月の東京大元方の最初の決算の際、その目録尻延金（純益金）九万五九百九十九円が「積金帳」へ入帳されたものであった。ついで七年四月から八年一月までの延金一六万三三六六円、同年二月から六月までの延金七万二八二一円がこれに加えられた。明治八年秋季における「地券口々書替残高」は、従来大元方の所有する地所・家屋の評価額と購入（あるいは抵当）価額との差を積金に計上したものである。東京大元方の「大元帳」の明治八年一二月一五日の項には

出金五拾九万七千七百六十八拾銭 地券口々書抜高

入金三拾八万百三拾八円四拾九銭三厘 従前地券買入高

入金貳拾壹万七千五百六拾八円三拾銭七厘 地券口々書替残高積金ニ建ル

と記されている。⁽¹⁸⁾なお、これらの土地は従来「家方」の管理下にあったものであって、ここには本・支店出張店の営業

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第8表 永々積立金の増加

		入	出	期末残高
明治八年春季	3年秋季～7年3月差引残延金	円 90,569.456	円	円
	7年4月～8年1月差引残延金	163,676.271		
	小計	254,245.727		254,245.727
明治八年秋季	8年2月～6月差引残延金	72,821.663		
	地券口々書替残高	217,568.307		
	その他	4,952.309		
	小計	295,342.279		549,588.006
明治九年春季	8年秋季目録残 大元締渡		2,452.309	
	銀行配当金入	2,320.000		
	店々功納積金	39,060.000		
	秩録并新旧公債銀行売渡徳入	102,771.172		
	その他	50.000	807.000	
	小計	144,201.172	3,259.309	690,529.869
明治九年秋季	秩録公債三万五千円買入代		26,350.000	
	目録不足高払捨高		5,213.713	
	三野村利左衛門へ高砂町7番地 遣し候ニ付払捨高		5,000.000	
	時貸帳より付替	4,873.632		
	西京他5店所有三種公債証書 銀行へ売渡ニ付徳入	41,437.921		
	東京本店并各支店銀行へ譲渡代価	452,670.186		
	大阪他未決算分代価 銀行渡		183,114.780	
	その他	36.000	180.000	
	小計	499,017.739	219,858.493	969,689.115

出所 「歳々積金賬」(三井文庫所蔵史料 別2011)

用の土地は含まれていない。さきに述べたように、営業用の土地・家屋は、付属の什器類とともにあげて三井銀行へ譲渡されたが、この代価も永々積立金へ繰り入れられ、明治九年末の積立金高はほぼ一〇〇万円に近いものとなったのである。

勘定目録の「出方」において、この永々積立金に見合うものが「地券金」ならびに「所有土蔵家屋木々代」である。これら両者は出方合計の九四％を占めており、これ以外に見るべきほどの資産はない。三井銀行を分離するにあたって秩録・新旧公債等はすべて同行に売却され、大元方には三井銀行の営業に直接かかわりを持たない土地・家屋のみが残され、その評価額がほぼ一〇〇万円前後に調整されたとみることができよう。

それでは、三井銀行に営業部門のすべてを移行させたあとの三井組旧大元方とは、どのような機能を有していたのであろうか。

三井銀行の創立にもなつて、大元方規則にも改訂が加えられた。明治九年八月一九日付で三井部内に達せられた「大元方改正規程」¹⁹がこれである。この規程は「大元方改正規則」、「大元方役員并役員名改正定」、「大元方規程」、「大元方成規并ニ事務章程」などの諸規則からなり、末尾に「大元方役場設置方、絵図面之順叙ニ可相心得事」とする大元方の機構図一葉が付けられている（第一図参照）。

これらの規則類によれば、大元方には総轄、検事、検事補、改役、改役補などの役員を置き、これらの役員は三井銀行の役員中より撰擢して「兼務専掌」せしめる。総轄は「大元方ノ事務一切ヲ総理シ、諸事其当ヲ得セシムルヲ任」とし、三野村利左衛門が就任した。なお検事には三井三郎助・三井次郎右衛門が、また改役には斎藤純造・永田甚七があつた。

大元方には、事務を処理するために元方役場と帳元役場が設けられた。元方役場においては金銭出納をはじめとして、

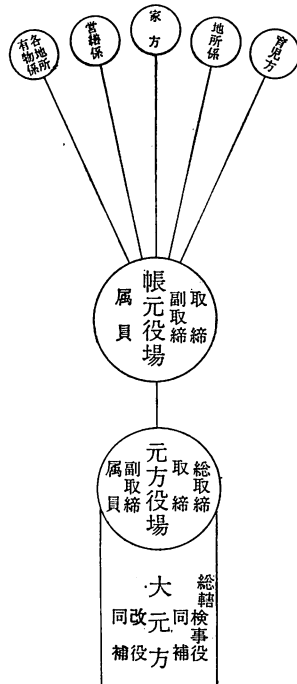
明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

同苗への定額金の配分、三井銀行から純益金を受取りこれを管理すること、地券証あるいは証文類の保管などが行なわれた。また帳元役場では大元方の所有物、地所、家作、倉庫等を管理し、また育児方の事務を処理した。帳元役場の下には地所掛、家方、営繕掛、各地所有物係などの部課が設けられ、これらにおいて大元方所有の地所、家屋の管理、地代家賃の徴収事務が取扱われることになっている。もとより大元方は三井家同族の事務処理機関としての機能を失なっていないが、不動産管理の事務が大元方の機能を大部分を占めることになったのである。

したがって、大元方の経常の運営費は、この不動産管理の機能による収益によって大半が賄なわれることになった。大元方勘定目録の損益計算の部分である「賄受払之部」の入方（収入）は、若干の利足収入のほか「所有地地代家賃入費差引上り高」がほとんどを占めている。大元方の諸経費はこの収入によって賄なわれており、同苗への定額金もこの枠のなかで処理されているのである。

しかし、このような不動産管理者としての機能の他に、大元方のきわめて重要な役割があったことを見落してはならない。それは、三井銀行株の純益金配当・第一銀行配当・公債益金など大元方収益の主要部分をなすものが損益計算の収入には含まれず、「純益積立金」として別途の運用が行なわれていることである。詳しくは後述するが、純益積立金

明治9年8月改正 大元方機構図



は、三井銀行の利益のほとんどの部分を大元方に吸収・蓄積し、三井銀行・大元方両者の非常の場合に備えた「基金」的性格を持っていた。銀行創立以後の大元方の性格あるいは三井銀行と大元方との関係を理解する上で重要な意味を持つものであった。

- (1) 『渋沢栄一伝記資料』第四卷 一三九ページ。
- (2) 『三井銀行八十年史』七八ページ。
- (3) 三井文庫所蔵史料 本六四二—二。
- (4) 同右 追一六四〇—一。
- (5) 同右 本二二九。
- (6) 同右 追一六四〇—三。
- (7) (8) 同右 本五八〇。
- (9) 同右 別一七四四—六。
- (10) 同右 別一七四四—八。
- (11) 同右 別二七三三—五。
- (12) 同右 別一七四四—五。
- (13) 同右 別一七四四—四。「本店ハウス及各分店ノハウス諸道具代価并公債証書売渡益ノ分トモ詳細調査」参照。
- (14) 同右。なおこの文書の末尾には、この公債証書について「右者三井組扱中買入所有公債ニ付、今度双方相談之上猶亦三井銀行江譲渡し、此益金を三井組江受取へき金額ニ候也」と記されている。
- (15) 「新旧塞償却調并株金募方同償却之方法内規則」三井文庫所蔵史料 本二二二—九。
- (16) 三井文庫所蔵史料 別一五八—六。
- (17) 同右 別二〇一—五。
- (18) 同右 別二〇六—〇。
- (19) 同右 本二二二—七。

4 明治九年「盟約暈」締結の意義

それでは、三井銀行を創立した時点における三井組旧大元方と三井銀行との関係は、どのようなものであつたらうか。

明治九年八月、すなわち三井銀行開業の直後に、三井銀行、旧三井組大元方、三井氏同苗との間につきの盟約書が締結された。⁽¹⁾

盟約書

此度非常之改革を行ひ、三井組之名称を廃し、更に三井銀行を興立する趣意ハ、猥ニ事を好み変更を為すにあらず、専ら時機に應じ、形勢に適し、細利を目前に射すして鴻益を永遠に謀らん事を欲するなり、抑三井組之營業たる、旧幕府以降數百年相統せりと いへとも其今日之声誉を得今日之体裁を為したるハ御一新以後にして、当時小野・島田を始め世に豪富と称せらるゝもの各歴然たりしに、追々時勢変遷し、随而破産退転等之者相踵ぎ、其余波世上一般資本之流通壅塞を致し、加るに政府之御預り金ニハ相当之抵当物を出すへき之命あり、此際ニ於而三井組も殆んど閉店ニ及ふへき之処、非常之勉勵ヲ以纒ニ危急之場を凌たりといへとも、到底旧慣ニ安んじて其弊を革めず、新法を設けて其美を採らざる時ハ此業を維持すへき前途之目適立たざるか故ニ、遂ニ今般之改革を行ひたるハ万々止むを得ざるに出し事に有之、夫ニ付既ニ会社法を設けし以上ハ、此三井銀行之資本ハ株主一同之物にして三井氏一族之物ニあらず、又旧三井組大元方之資財ハ三井氏一族之共有物ニ非ず、又同苗中各己之私有物にもあらず、然して其紀綱たる予しめ之を判然確定するにあらざれば向來錯雜の弊なきを保たず、故ニ三井銀行と旧三井組大元方と三井氏同苗中との間に於て而條款を掲げ盟約を結ふこと左之如し

第一条

旧三井組大元方及び三井氏同苗中ハ此の三井銀行之株主之一部たるものにして、其身代ニ至りてハ各別なる者とす、故に銀行之事業ニ就ては、旧三井組大元方以下皆略して旧大元方とす、及び三井氏同苗中ハ各所有之株数ニ応したる發言投票の権を有するものにして、若其株主一同之衆議ニ決せし事項ハ之を拒むの權なかるべし

第二条

旧大元方ハ、従前三井組之資産百万円を三井銀行ニ指入れ則ち万株之株主となり、此株高より生ずる純益金ヲ以旧大元方之規程に

従ひ三井氏同苗中に代りて三井銀行より之貸附金を支消すべし

但此百万円ハ旧三井組所有之動不動産を抵当として三井銀行より借入れ、其金を以て株金ニ差入れたるもの也、又三井銀行ハ旧大元方より預りたる抵当物を以て更ニ官金御預り之抵当ニ指出したる故ニ此貸借ハ無利足たるべし

第三条

旧大元方より三井氏同苗中江割与する処之株数ハ左之如し

七百株	金七万円	八郎右衛門
七百株	金七万円	三郎助
三百株	金三万円	次郎右衛門
七百株	金七万円	元之助
七百株	金七万円	源右衛門
七百株	金七万円	八郎次郎
七百株	金七万円	宸之助
貳百五拾株	金貳万五千元	篤次郎
貳百五拾株	金貳万五千元	則右衛門
合計	金五拾万円	

第四条

此五拾万円之株金ハ、三井銀行より三井氏同苗中江貸与し其金ヲ以て直ニ株金ニ繰込たるもの也、故に此支消法ハ旧大元方之株数百万円より生ずる純益金ヲ以五拾万円ニ充るを度とし、三井氏同苗中ニ代りて旧大元方より銀行江償却すべし

但此五拾万円之元金より生ずる銀行之純益金ハ貸附之利子と看做し銀行江收入し、三井氏同苗中江ハ割賦をなさるへし、尤此内旧大元方より元金之支消を為したる丈ケ之株数江八年々純益を割渡すへしといへとも、元金皆済迄之間ハ其純益を三井氏同苗中江渡さず、都而旧大元方江收入すべし

第五条

旧大元方ニ於而ハ右五拾万円之元金皆済に及ぶ迄之間ハ第六条ニ従ひ定額金を支給すべし、尤元金皆済するを期とし銀行株金より

生ずる純益金を直ちに割賦すべきニ付定額金ハ給せざるべし

第六條

旧大元方より三井氏同苗中江五拾万円之株金皆済までの間給与する一ケ年之定額金左之如し

金 三 千 円

八 郎 右 衛 門

金 千 五 百 円

三 郎 助

金 千 五 百 円

元 之 助

金 千 五 百 円

源 右 衛 門

金 千 五 百 円

八 郎 次 郎

金 千 五 百 円

宸 之 助

金 七 百 円

篤 次 郎

金 七 百 円

則 右 衛 門

右定額金ハ年兩度^{七月}十二月に割合、旧大元方ハ給与すべし、尤此金ハ其家ニ給与するものニ付、人口之多寡ニ就て増減することなかるべし

第七條

右定額金ハ其一家ニ於而一ケ年之諸費諸賄其他臨時之費用ニ至る迄も悉皆弁すべきものとす、故ニ旧大元方ニ於ては、三井家祖先之祭祀費を別段ニ給するの外冠婚其他之慶事喪事ハ勿論、臨時如何程無抛費用を要することあるとも此定額之外には一切給与をなさんべし

第八條

第三條并第六條ニ掲けたる株分け金及ひ定額金ハ其一家ニ属するものニ付、家長之存意を以て其子弟等ニ分割賦与する等都て家長之自由ニ任せ、銀行并旧大元方ニ於て之を拒むことなかるべし

第九條

旧大元方より銀行に加入したる株金百万円ハ銀行と旧三井組と之間ニ生したる物にして、三井氏蕃族之共有物ニあらず、故ニ同苗中之勝手を以て其一部たり共随意ニ引込み或ハ其株券を質入にして私用ニ行使する等之事を禁ず、又此株金より生ずる純益金ハ三井氏同苗中私有之株數五拾万円を償ひ畢りし後ハ年々旧大元方ニ積立置き、他用ニ供する事を許さず、是等之監守ハ都而旧大元方

と三井銀行大元締との協議ニ属し、三井氏同苗中之自由ニ任せざるべし

第十条

三井氏同苗中より銀行之役員ニ選擇せらるゝ者あれハ、銀行より年給役料利益配当勤功株を与ふる等ハ都而銀行成規之通り遵行すべし

第十一条

此度会社法ニ改めたる以上ハ、三井氏同苗中と旧隸属とハ家長雇人の儀ハ絶たるものとす、故に旧隸属といへとも之を銀行之役員ニ選任せし以上ハ三井氏同苗中ニ於而其者を私事に使役する等之事ハ一切為さざるべし

但銀行之役員ニ非る者にして之を雇使するハ相對之示談ニ任す、尤其給料等ハ各自定額金之内より支給すべくして、銀行又ハ旧大元方ニハ一切關係せざるべし

第十二条

右之盟約を為したる上ハ、三井氏同苗中に於てハ向來活計之困難なからしむべき用途を定め其一家之改革を行ふべし、若然らずして自ら困窮を求め或ハ懶惰放逸にして災厄を來し、仮令本人之身命又ハ其一家之浮沈ニ関する事柄あるとも、銀行ハ勿論旧大元方ニ於而ハ些少之助力教育等を為さず、且其事柄ニ一切關係せざるべし

右盟約を為したるニ付、此書面三通を製し各姓名を自署鈐印して三井銀行と旧三井組大元方と三井氏同苗中とに各一通宛を藏め置き、後日之証拠に供するもの也

明治九年 月 日

三井銀行 ○(印)

総長代理兼副長 ○(印)

三野村利左衛門 ○(印)

副長 ○(印)

三井三郎助 ○(印)

監事 ○(印)

三野村利助 ○(印)

西邨盾四郎 ○(印)

今井友五郎 ○(印)

この盟約書での問題の焦点は、前文にある「既ニ会社法を設けし以上ハ、此銀行之資本ハ株主一同之物ニして三井氏一族之物ニあらず、又旧三井組大元方之資財ハ三井氏一族之共有物ニ非ず、又同苗中各己之私有物ニもあらず」との節にあるであろう。三井銀行の資本金（株金）二〇〇万円のうち一〇〇万円は大元方名義、四分の一の五〇万円が三井家同苗の名義とされ、残り五〇万円は、三井組使用人からひろく募集された。したがって、三井家の同族の所有する株が四分の一にすぎないことからいって、三井銀行の資本が株主一同の所有物であることは当然である。しかし、旧三井組大元方の資財（これには大元方名義の三井銀行株一〇〇万円も当然含まれる）が、三井氏同苗各己の所有物でないことはもちろん、三井氏一族の共有物でもないことは、一見奇異の感をまぬがれないであろう。この旧三井組大元方の資財を所

- 旧三井組大元方 ○(印)
- 三井八郎右衛門 ○(印)
- 三井三郎助 ○(印)
- 三井次郎右衛門 ○(印)
- 三井元之助 ○(印)
- 三井源右衛門 ○(印)
- 三井八郎次郎 ○(印)
- 三井宸之助 ○(印)
- 三井篤次郎 ○(印)
- 三井則右衛門 ○(印)
- 旧三井組大元方重役 ○(印)
- 三野邸利左衛門 ○(印)
- 斎藤純造 ○(印)
- 永田甚七 ○(印)

有するものが誰であるかについて、盟約書は明示しているわけではない。しかし、明治九年八月の「大元方規程」において「大元方ヨリ銀行へ加入シタル株金百万円ハ、既ニ三方三井銀行大元方ニテ盟約書ヲ取換セタル通、各自ノ供有ニアラスシテ全大元方ノ所有ナルコトハ明瞭ナリ」(第八則)としていくとく、大元方の資財が大元方それ自身のものであることは自明のこととされている。このような見解が、明治七年八月に制定された「大元方改正条目」においても「三井組ノ家産ハ三井組ノ有ニシテ三井氏ノ有ニ非ス」と提示されていたことはさきに述べたが、三井銀行の開業とそれともなう三井組の分割の過程で、この原則はより一層具体的な裏付けを持つものとして強められた。盟約書の締結は、いわば「三野村の改革」の総仕上げの意味を持つものであった。そして、ここにいたって江戸時代から引き続いた三井家の家産の所有形態は、大きな変化を与えられたのである。以下、この点に留意しつつ盟約書の内容の検討を行なうが、この場合、まず大元方ならびに同苗名義の三井銀行株金が、どのように生み出されたかを見ることにしよう。

旧三井組大元方は、その所有する動・不動産を抵当として三井銀行より一〇〇万円を借り入れ、これを直ちに三井銀行の株金として払込み、一万株の株主となる。明治九年六月末の三井組の所有する土地・家屋等は、勘定目録面では七九万余円となっているが、実際には九六万九〇〇〇円の動・不動産物が抵当に入れられた。しかし、これでも一〇〇万円に満たず、三万一〇〇〇円の秩録公債証書がこれに加えられている(第九表参照)。この抵当物は、三井銀行の官金預りのための抵当として使用され、したがってこの一〇〇万円の貸借は無利足と定められている。

一〇〇万円の借入れ金の返済は、一〇〇万円の株金より生ずる純益金をもって行なわれる。返済が完了すれば、抵当に入れた地所および動産物は、大元方に戻り、一〇〇万円の三井銀行株とをあわせて所有することになるが、この新たに得られた株金一〇〇万円は、銀行と旧三井組との間に生じたものであって、「三井家」はこれになんら介入していない。いわば「大元方之資財」それ自体の増殖であり、三井家の同苗がこれに干渉することは出来ないとしているのである。

第9表 三井銀行への抵当物内訳

	評価額
大元方持東京地所合計高	507,308.000
大元方持西京地所并家蔵見積代価	11,714.710
大元方持大阪地所并家蔵 //	27,689.188
大元方持松阪地所3ヶ所 //	869.600
大元方持横浜店地所合計高	122,669.200
大元方持神戸并弁天浜ハウス家蔵共	38,900.000
大元方持横浜動産物之分	32,567.300
大元方持東京動産物	64,809.129
京阪神横浜未決算物買上ヶ之分	162,472.873
小計	969,000.000
秩禄公債証書	31,000.000
総計	1,000,000.000

出所) 「大元方所有物抵当=差出候調査」(三井文庫所蔵史料別1744-2)

したがって、すべての償却が終ったあとの一〇〇万円の株金の純益も旧大元方に積立てておき(純益積立金)、他用に供することを禁止、この監守はすべて銀行大元締と旧大元方との協議に属するものと定めている。大元方は、明治一六年には借入金一〇〇万円の償却を完了している。大元方の資金蓄積はきわめて急速であったが、これを可能にしたものが純益積立金の運用であった。

方より三井氏同苗中江割与する」との表現をとっていることに注意したい。五〇万円の株金は、三井銀行が三井氏同苗中に貸与し、これを直ちに株金に払込むこととされていた。この借入れには、とくに抵当物を差入れる規定はない。また返済は、旧大元方名義株一〇〇万円より生じる純益金をもって旧大元方が三井氏同苗中に代って行なり。この株金五〇万円より生ずる純益は、貸付の利子と見なして銀行の収入となり、三井氏同苗中に割与することはない。しかし、元金の償却を完了した部分にたいする純益は、元金が完済されるまでの期間は旧大元方の収入となる。したがって、この間三井氏同苗にたいしては旧大元方から定額金が支給され、返済完了以後は所有株数に応じた銀行純益金の配当にきり

かえられる。定額金は「家」に与えるものであり、各家は年間の諸費一切をこの定額金によって賄なうものとする。定額金ならびに将来における銀行株益金はその一家に属するものであり、これが一家のなかで如何ように使われようとも、旧大元方の関知するところではない、としている。五〇万円の同苗名義株は、第三条のように分割されてはいるが、實質は三井家八家の共有であり、名目上の持分を示しているにすぎない。名義上の所有者が、自己の持分を勝手に処理することは許されず、この持分の比率は、銀行からの借入れ金の返済が完了した後の、銀行純益金の配分の比率を定めたものにすぎないのである。

以上、「盟約書」における大元方・同苗名義株についての規定をみてきたが、この規定は、このまますべてが実施されたわけではない。明治九年末ごろには「旧三井組大元方株式加入金并滞貸償却方協議決定書」が作られ、部分的な修正が施されている。修正個所の要点はつぎのとおりである。

(一)盟約書において、旧三井組大元方の銀行からの借入金一〇〇万円は無利子と定められていたが、年一割の利子を付すように改められた。しかし、実際には明治九年下季と一〇年上季の二期に各五万円の利子が支払われたのみで、以後この利子は打ち切られている。三井銀行からの一〇〇万円の借入れ、ならびにこれの株金への払込みは、明治九年一月三十一日付で行なわれた。

(二)三井氏同苗名義の五〇万円については、当初その半額のみを払い込み、残額は旧三井組にて取扱中の貸付金の内滞貸金となったもの一二〇万円の半高六〇万円（三井銀行への負債とされていた）の償却が済み次第、大元方名義一〇〇万円の株金にたいする純益金の内より払込む。

(三)旧三井組大元方による借入金の償却の順序は、第一回到三井銀行分離当時の滞貸金六〇万円を、第二回到同苗名義株の残高二五万円を払込み、これによって得られる一五〇万円の株金にたいする純益金をもって大元方名義株のた

めの借入金一〇〇万円の返済を完了する。

しかし、実際にここで第一回到償すべきものとされている滞貸金六〇万円の返済が行なわれたのは明治一九年五月三十一日、同苗名義株五〇万円は同九年十二月三十一日に半額が払込まれたあと残額は同一年八月十九日に、最後の一〇〇万円の償却は同一六年二月三日のことであった。必ずしもこの「協議決定書」の計画通りに事が運ばれたわけではない。むしろ、三野村利左衛門の死（明治一〇年）後、「盟約書」にたいする三井家同苗側の強い反発が表面化し、同一年には盟約書に重大な改訂が加えられるなど、この過程では右の「償却」の問題がひとつの焦点となるのである。

明治九年の「盟約書」は、三野村によって進められた明治初年の三井家改革の到達点であった。為換座の開設にはじまる三井組の資金蓄積をもとに発足した三井銀行が本来の活動を展開するためには、なお一層の内部蓄積を強化しなければならなかった。小野・島田両組がもろく破綻したと同様、三井組^{II}三井銀行の基礎は決して強固なものではない。旧三井組大元方と三井銀行の間に生じた「純益積立金」の制度にしても、「右金員ハ何百万円ニ至るトモ年々大元方ニ積立置、此金ハ銀行株主一同之所有ニも無之、亦三井氏之私有ニも非ス、全旧大元方之株ニ生したるものなれば之ヲ非常之積立金として決而使用する事を許サズ、堅ク備置ヘシ」との意図から生まれたものであった。銀行の利益の大半を大元方に吸収し、いわば銀行の内部留保の変形として大元方に蓄積しようとするための配慮であった。したがって、三井銀行ならびに旧三井組大元方にたいする三井家同苗の干渉は、極力排除されねばならない。この「盟約書」において、三井家が共有する財産とは、同苗名義の三井銀行株五〇万円のみにすぎないのである。盟約書は、三井家の同族にとつて、きわめて苛酷なものであった。

(1) 三井文庫所蔵史料 統二三七六・統二三九〇、『稿本三井家史料』三井高福 二二八九ページ。

(2) 三井文庫所蔵史料 統二三九〇、『稿本三井家史料』三井高福 二二四六ページ。

(3) 三井文庫所蔵史料 別一七四—一九。

(4) 明治八年九月「大元方株募方内規則」同右 別二七—一四。

二 明治一〇年代における三井組大元方

1 明治一一年における「盟約書」の改訂

明治一〇年二月二日、三野村利左衛門は宿痾の胃癌のために病没した。すでに前年より病状は悪化し、夏以来病床にあることが多かったが、三井部内における彼の指導力は、ほとんど揺るぎないものであった。したがって、その死が予期されたものであったにしても、三野村の急逝が、三井の内外に与えた衝撃は小さからぬものであった。三野村は、三井家が維新期の激動をのり越えて確固たる地位を保持することができた、いわば最大の功労者である。三井家は、この功労に報いるべく、彼の死後顕名霊社に合祀するなど、破格の礼をとり、また利左衛門の養子三野村利助を三井銀行総長代に就任させた。そして、三野村の病没によって生じた空白を埋めるために、渋沢栄一・益田孝両名に、三井家相談役を委嘱した。⁽¹⁾

すでに述べて来たように、三野村利左衛門が推し進めた明治初年の三井家の改革は、江戸時代から連綿と続いて来た三井家の家制を、根本からゆるがせるものであった。明治九年の「盟約書」が、三井家の同族にとってきわめて苛酷なものであり、同族の権限を極力制約しようとする内容であったことは、さきに述べたとおりであるが、これが三井銀行の経営を安定させ、また三井家の財産保全のうえで最善の方策と認めざるをえない状況のもとでは、これを容認せざるをえなかったのである。もとより、この改革の進展にともなって三井家の同族あるいは三井部内の守旧派からの抵抗があったことはいうまでもない。しかし他面では、彼の指導する改革の志向する方向を支持し、これを推進しようとする

勢力が存在したことも事実である。三井銀行の役員選挙においては、三井家の同苗をしのいで三野村利左衛門を総長に推選したものが、圧倒的多数を占めていた。三野村は三井八郎右衛門（高福）を総長におし、自らは総長代理の地位についたが、八郎右衛門は改正掛へつぎのような書簡を送って総長就任を固辞している。⁽²⁾

先般当組銀行三役員撰挙入札以多数決議相成、右開札表一覽候処利左衛門之拳札多数、我等少員、然ルニ我等ヲ総長トシ、代理三野村利左衛門と議定候事不審不少候、為迂魯老惚故ニ当名ヲ夕モ数度兼而所辞也、一旦依衆議雖有達示、株主一同之念慮如何と深懐胸肝候間、直ニ利左衛門を以総長トナスノ再議アランコトヲ乞

明治九年二月八日

八郎右衛門

三野村は、この時期事実上三井の最高指導者として実権を掌中にしていた。右の書簡は、三井家の総帥といえども三野村を支持する勢力の意向を無視しえなかつたことを物語るものである。三野村は、これらの勢力に支えられ、またある時は明治政府の高官の権威をかりることによって、抵抗を押しつぶしつつ改革を強行したのであった。

しかし、三野村の没後、三井家の同族の憤満は一気に噴出した。とくに、三野村の死後間もなく、彼の敷設した改革の路線にたいする重要な改変がなされたことに注目したい。それは、明治九年の「盟約書」が、明治一年には改訂されるにいたったことである。

「盟約書」を改訂しようとする三井家同族側の動きは、三野村が死の病床にある明治一〇年二月にはじまる。この先鋒にたったのは、同族の最長老である三井八郎右衛門である。彼は、次郎右衛門（高朗）、高保、八郎次郎、高生、高辰、高景ら京都在住の同苗にたいして意見書の提出を命じた。以下に掲げるものは、この時各同苗から提出された意見書である。⁽³⁾

（三井高朗意見書）

一今般改正之大元方規則井役員とも相廢し、更ニ内談之上取極度事

- 一 是迄大元方ニ而取扱候家方、銀行江引渡度事
 - 一同苗共銀行役員相断、大元方之人員ニいたし置度事
 - 一同苗株金積立方頼度事
 - 一 是迄季々大元方より賄料相廢し、株高之益受取度事
 - 一大元方江重役之もの一兩名さし置度事
 - 一同苗東京勤番之義、近来不同ニ相成、此義取極度事
- 右之通

明治十年二月

高 朗 ○(印)

(三井高保意見書)

- 一大元方規程改正シ、同苗中ニ而専ラ維持シ、独立ノ目的相建チ候様仕度事
 - 一同苗中株金募切り申度事
 - 右之如ク相成候上ハ、枝葉ノ饑ハ随而改正ニ可及ト奉存候 謹申
- 十年二月十五日

高 保

(三井八郎次郎意見書)

覚

- 一大元方ハ同苗中ノ護守スル者ナレハ、方今ノ大意ヲ一変シテ規則中ノ美ヲ取、惡ヲ勿捨致度事
 - 一同苗中之事件ハ都而於テ大元方諸事管県スルヲ冀望ス
- 右謹陳ス

二月十五日

八 郎 次 郎

(三井高生意見書)

一 兼而申居候銀行株高至急募リ切、右株高ヨリ生スル純益金ヲ請取申度、左ニ無之而ハ身体曖昧ト致シ不都合ニ被存候哉、何れ成

共判然ト區別相立候様致度事

一大元方ノ儀者是迄相建而有之候規則相廃シ、更ニ一統決議之上ニ而大元方取建申度事
一為取替有之候盟約書者解約致度事

高 生

(三井高景意見書)

一大元方規則改正之事

一大元方名儀にて百万円株高之儀、同苗名前ニ改正致度事

一同苗之内、銀行ニ役義無之者者大元方役員ニ致度事

明治十年丑二月十五日

高 辰

(三井高景意見書)

一大元方之義、自今之処基礎堅ク相建候義専務と奉存候、当節之振合ニ而ハ大元方之諸務総而銀行之支配相受居候姿にて、大株主之權力更ニ無御座候様被存候ニ付、規則且人備改正、三井家之大権此所ニ合集致候様仕度、猶枝葉之義ハ其上ニ而専行十分之有権御座候義ト奉存候 以上

高 景

ここには、明治九年の「盟約書」の廃棄、大元方規則の全面的改正、同苗名儀三井銀行株金の残高（二五万円）の即時払込み、定額賄金から銀行純益配当への切りかえ等々の要求がなされている。いずれも「盟約書」の原則にたいする全面的否定である。要するに、これらの意見書に共通しているものは、三野村への強力な権限の集中下に行なわれた一連の改革を否定し、三井家同族側の主導性を回復しようとする主張であり、より具体的には、「大元方之資財」を三井家一族の共有の財産として取り戻そうとする要求にほかならない。

このような同苗の意見を徴したうえで、高福はつぎの「熟談書」⁽⁴⁾を草し、万事往昔に立帰り、同苗一同一致協力して

京都において従前の如く三井家一家の根元たる大元方を再興する方針を打ち出した。以下にその全文を紹介するが、三井家同苗側の見解を知るうえで興味ある内容を含んでいるものである。

熱談書

一先祖宗寿居士御遺書を以享保年中両度宗竺居士と同苗共江業勉勵方并慎方、家方式目御編認、猶亦宗清居士此節一家相元之大元方御創立之上、老分之同苗始店々老分手代共ニ迄迄夫々勤方之規則旁御懇切書取ヲ以被仰渡候廉々、主従共嚴重相守、益店工面宜、家業日増繁榮致候段是全ク先祖之遺命神ニ通し候而已ならず、宗竺居士始其比兄弟一致陸敷、宗清居士ニ至まで引統不凡人明智御方々先祖之遺訓ヲ確守シ、主従一致勉勵之致所ニして、開店以來式百有余年之今ニ到迄不易永統仕候事、偏ニ先祖之冥加肺肝ニ銘シ難有事ニ候、然ニ功成テ怠ルノ習ひ、主従とも毎となく不我知緩ミ出、宗竺居士已來教代深慮ヲ被懸被建置候法則ニ相背候儀とも多ク有之、家之繁昌昔日之如くならず、就中明治改元後、乍恐朝政御一新ニ付内国一般之變革ニ而四民とも盛衰之軋變突ニ恐怖之到、一同見聞之通ニ候、世上人間之浮沈古今珍しからず義ニ候へ共御一新後手前義恐多も政庁之御用奉相勤候ニ付而ハ兩替店盛大繁昌、寔以難有儀ニ候へと、本店始商売店案外之衰微、殊更廢店之向も一ならず、實ニ斷腸之思ひニ候、是乍併時機之到らしむる處、時節到来とも可申歎、歎クニモ猶余リ有事ニ候、尤其時勢隨ひ手前家之規則方向ヲ改正スルコト当然ニ候へ共、去ル明治三千年已來同九年ニ至、數度家則變革、終ニハ三井銀行之名義興立、就而ハ銀行規程ヲ新ニ製作シ、主従之因ヲ廢シ、我等始同苗一同手代共迄銀行株主之廉ヲ以主従同輩見做シ候杯、都而我等江一応之談しもなく繪轄代理の權に任せ實ニ驕惰我意之舉動、偏ニ主人ヲ売之不忠可惡到ニ候、当今之家則ニ而者主従之區別不相立、上下敬意之人道相廢レ、悉ク先祖之遺命ニ相悖リ數代千思万慮被建置候式目も廢物同様と相成、如斯ニ而者終ニ家名衰敗之基ト可相成、實ニ可恐第一也、是全我等不徳之成所ト乍云、老年之今日ニ到斯迄家則廢轉之場ニ到リ候義、第一先祖之遺命ニ背犯、數代老分同苗之靈前江對シ不孝之罪難遁、返ス々々残念至極、日夜勞心寢食も不安歎息之至ニ候、当今ニテ者往古より無退轉相務來候大元方并店々月並寄会等も相廢シ候ニ付、於各店ニ主従打寄諸事談し合申事もなく、店々之長たる重役共々惣手代江業体勵方不申及、忠孝之道を教諭シ勤仕之功ヲ經て行末主人之惠ミヲ以て自分相統之大要ヲ教導も無之故、自ら不埒不法之輩も出來候道理、先祖代々之遺志も貫徹せず、第一店不治リ之基、歎ケ敷次第二ニ依之今般我等始同苗共打寄重々遂熟談、先祖宗寿居士ヲはしめ宗竺、宗清居士御存生中同前ニテ相務候心得ヲ以万事往昔ニ立帰リ、同苗一同一致協力して於京都従前の如く一家根元たる大元方ヲ再興し、先祖之家則ヲ確守シ各自慎方ハ不申及、店々方今之規則ヲ一洗シ業体勉勵各店共盛大繁榮主従永久不易相統候様、飽迄も動行可致候、尤一同苗

店々勤方之儀者元文二年宗清居士被立置候通可相守候、扱又「先祖御遺書ハ勿論、從來所有之家法式目等数多ト雖下モ何れも家業之駈引且主従永久相統大要之外無之、何れに疎ハなく候へ共当分時機ニ不応之廉も可有之、是等ハ時節ニ応シ臨機応変之作略ヲ以可致所置儀勿論之事ニ候、就中先祖宗寿居士之御遺書を以宗竺居士深慮被尽、後年ニ至世之転変ニ而業体盛衰之時機ニ順シ同苗進退之方向規則等迄も委ク御認被置、或百余年之後迄御見抜被成候深意之程、中々以凡人之及ばざる処可奉恐感事ニ候、然上ハ此末幾年之星霜ヲ経ルトモ此条目ヲ深熟得する時ハ、譬如何成時節たりとも家名相統出来候曾而疑ひなき処論する迄も無之候間、此式目ハ家之為身之為寔ニ当家之至宝是ニ過たるハなく候条、右条目ハ永代不易、大元方寄会毎ニ同苗始老分之手代共ニ無怠惰誑聞せ、且店々月並之寄会等も致再興建置所之式目誑聞せ、家業精直ニ尽力、忠孝之両道ヲ守リ店治リ方宜様重役手代共より厚キ教諭行届候様可致注意候、尤前々より大元方式目ニも有之通、三年目毎ニ其時勢ニ随ヒ家業掛引ハ不及申家法建方等も物親分之者始メ同苗并重役手代共打寄、家中治リ方業躰之掛引進退等ニ至迄聊隔意厚ク令評議、何分ニも家名永統之良策専務ニ相心得可被申候、仍之此度改正申渡処如件

明治十一年四月

高福の右の「熟談書」をめぐる、三井家の同苗の間でどのような論議が行なわれたかは詳らかではない。しかし、明治一一年七月ごろには次郎右衛門ら同苗が上京、三井三郎助ら在京のものとの協議をかさねており、ここで「盟約書」の改訂が決定したものと考えられる。⁽⁵⁾ 改訂の要点は、つぎのとおりである。⁽⁶⁾

- (一) 盟約書中「旧三井組大元方」あるいは「三井組旧大元方」とある「旧」の字をすべて除く。
- (二) 盟約書前文の「此度非常ノ改革ヲ行ヒ、三井組ノ名称ヲ廢シ」とあるのを「三井組ノ事業ヲ継ギ」と改める。
- (三) 同じく前文中「旧三井組大元方之資財ハ三井氏一族ノ共有物ニ非ス、又同苗中各己ノ私有物ニモアラス」とあるのを、「三井氏一族ノ共有物ニシテ、又同苗中各己ノ私有物ニアラス」と改める。

(四) 第二条は「従前三井組之資産百万円」とある「三井組」の三字を削り、また「旧大元方之規程ニ従ヒ三井氏同苗中ニ代りて三井銀行より之貸附金を」の「三」字を削除する。

(四) 第五条はつぎのように改められた。

此株金五拾万円ノ内武拾五万円ハ明治九年大元方ヨリ既ニ募入シ、残武拾五万円ハ明治一二年三井銀行大元締ヨリ仮ニ募リタルモノナレハ、大元方ヨリ銀行ヘ償却スベシ

但既ニ大元方ヨリ募リタル武拾五万円ヨリ生スル純益ハ大元方ヘ收入シ、同苗中ヘ割賦ヲナス、又銀行ヨリ仮ニ募リタル武拾五万円ヨリ生スル純益ハ銀行ヘ收入スヘシ

(六) 第六条に規定された定額金は五割増に増額され、この五割増は株金の払込みが完了して銀行純益金に切りかえることとなるまでであるとの但書が付された。また、この定額金支出についての規定した第七条は、「冠婚其他之慶事喪事ハ勿論、臨時如何程無抛費用を要することあるとも此定額之外ニハ一切給与をなさざるへし」を、「婚礼喪事非常ノ天災等無抛大費用ヲ要スルコトアルトキハ、大元方銀行大元締両役員評議ノ上出金スヘシ」と、大巾に緩和されている。なおこれと関連して、第一二条の「若然らずして自ら困窮を求め、或は懶惰放逸ニして災厄を来し、仮令本人之身命又ハ其一家之浮沈ニ関する事柄あるとも、銀行ハ勿論、旧大元方ニ於てハ些少之助力教育を為さず、且事柄ニ一切関係せざるべし」との規定が削除されたことが注目される。

(七) 大元方名義株一〇〇万円より生ずる純益についての第九条はつぎのように改められた。

大元方ヨリ銀行ヘ加入シタル株金百万円ハ銀行ト大元方トノ間ニ生シタルモノニシテ、三井氏同苗中ノ勝手ヲ以テ私用ニ行使スル等ノコトヲ禁ス、又此株金ヨリ生スル純益金ハ、負債消却ノ上、年々大元方ニ積立置、他用ニ供スルコトヲ許サス、故ニ此監守ハ大元方役員ト三井氏同苗中井銀行大元締トニ於テスヘシ

すなわち(株金一〇〇万円は)「三井氏挙族之共有物ニあらず」との原則が否定され、また三井家同族の干渉が及ばない「聖域」であるべき純益積立金を監守するものに、「三井氏同苗中」が加えられたのである。

以上、「盟約書」の改訂の要点を述べたが、この同苗による改訂の最大の目的は、三井組大元方の資財が、三井氏一族

の共有物であることを、改めて規定することにあつたといえよう。改訂によって、同苗への定額金の増額が実現し、また、「盟約書」中の同族を制約する条項は大巾に削除された。三野村によって打ち立てられた原則は、大きく変更された。

しかし、この明治一一年における「盟約書」の改訂によって、三井家の三井銀行に対する立場の実質的内容が、どれほど変化したか、ということについては疑問を抱かざるをえない。三井組大元方が三井氏一族の共有物とはされても、それを三井銀行にまで及ぼしうるものではない。また三井氏一族が共有する大元方の資財の中心をなす三井銀行株にしても、銀行への負債償却が完了するまでは、三井家が専有することは出来ない。したがって、この「盟約書」の文面上の修正が、三野村の改革によって敷設された路線そのものを根底から否定したものであつたかについては、なお具体的に検討が加えられる必要があることはいうまでもない。

- (1) 三井文庫所蔵史料 本一二五四、『稿本三井家史料』三井高福 二二三九ページ。
- (2) 「三井銀行役員撰挙ニ付再議申入書付」三井文庫所蔵史料 追一三三九―三。
- (3) 「相談心得覚書」三井文庫所蔵史料 追一三三五。
- (4) 「熟談書（密存意書之下書）」三井文庫所蔵史料 追一三二九―七。
- (5) 明治一一年七月三〇日付東京大元方より西京大元方出張所宛番状（三番）には「今般次郎右衛門殿始メ同苗中夫々出京打寄熟談之末、粗取究候盟約書簡条之内除加之廉々別紙認取、此処ヨリ差下申候、八郎右衛門殿御異存無之候ハ、其段御通知次第本紙相認、一同調印取計、是迄之盟約書へ綴込置可申候」と記されている（三井文庫所蔵史料 本六八一）。
- (6) 三井文庫所蔵史料 本五〇五・統一三九〇。

2 明治一〇年代における三井組大元方の様態

盟約書の改訂にともなつて、三井組大元方の組織改正が行なわれている。これは、明治九年八月制定の「大元方規程」

を改正するもので、明治一一年七月一日東京大元方役場において一同集会のうへ「大元方規程改正書」⁽¹⁾が決議されている。この改正で注目すべきは大元方役員にかんする規定である。明治九年の規定〔大元方成規并ニ事務章程〕第一則〕による三井組大元方役員の役名は総轄、検事、検事補、改役、改役補があり、これら大元方役員は「三井銀行ノ役員中ヨリ選擢シ、兼務專掌セシムルニ付、別ニ給俸ヲ与ヘサル」ものであった。改正された新役名は、総轄役、副総轄役（新設）、管理役（検事役を改称）、副管理役（検事補を改称）、改役とされ、これら役員についてはつぎのように規定した。

右役員ノ内、副管理役迄ハ三井氏同苗中ノ者ヘ大元方ヨリ之レヲ命スルニ付、其同苗中大元方ノ副総轄、管理役ノ内兩人、副管理役者人ハ東京ヘ在勤スヘシ、尤此在勤年限者一ヶ年間トシ、成規ノ通事務ヲ取扱フコトトス、此役員中改役ハ、追テ大元方ノ事務ノミヲ專務セシムル者ヲ置クトキハ、五等以上相当ナルモノヲ選テ之レニ任スヘシト雖モ、当分銀行ノ役員中ヨリ選任シテ事務ヲ兼テ取扱ハスヘシ

総轄役から副管理役にいたる大元方の主要な役員は、この改正によってすべて同苗があたることになったわけである。大元方が三井家のものであることの、具体的あらわれにはかならない。総轄役にはあらためて三井八郎右衛門（高福）が就任し、管理役は三井三郎助（高喜―出水家）、三井次郎右衛門（高朗―北家）、三井元之助（高生―伊皿子家）、三井源右衛門（高辰―新町家）、三井篤次郎（高潔―松阪北家）、三井八郎次郎（高弘―南家）ら六名に拡大され（従来は三郎助・次郎右衛門兩名のみ）、また、三井弁蔵（高景―出水家、高喜長男）、三井宸之助（高保―室町家）、三井長四郎（高棟―北家、高朗養子）ら三名が副管理役となった。改役は、従来通り齋藤純蔵と永田甚七である。なお、旧規定の元方役場、帳元役場は、出納課、地所課とそれぞれ改められた。

ところで大元方は、三井家の同苗による三井家政についての合議機関でもあった。大元方の寄合には「月並寄会」と「元方寄会」とがあったが、享保四年から書き継がれてきた「寄会帳」の最終巻は、⁽²⁾「月並寄会」が明治四年九月一六日

に、「元方寄会」は明治七年七月二日の記事で終っている。東京大元方が創設されて以後しばらくの間三井家の大元方が東京と京都に分立する状態が続いたが、三野村利左衛門による改革の進展につれて東京大元方への一本化が行なわれ、実質的な機能を失なった西京大元方は、明治七年には「西京出張所」の地位に縮少された。「寄会帳」の記事の消滅は、この西京大元方の機能の縮少・途絶に照応するものである。そして、三野村への権限の集中につれて同苗の発言力が弱まり、東京大元方が三井全体の中核として機能したことは、すでに見てきたとおりである。この機能は、三井銀行の創立後においては、三井銀行大元縮に移されたとみてよいであろう。「盟約書」の原則のもとでは、大元方の運営にしても三井銀行大元縮の意向に従って行なわれたのである。

しかし、大元方にたいする同族の権限の回復にもなつて、大元方を旧来の姿に戻そうとする動きがあらわれた。明治一四年一二月七日には「兼而内議決之旨ヲ以」まず元方寄会が再興されたのである。再開第一回の元方寄会の「決議簿」には、つぎのように記されている。⁽³⁾

- 一 維新以後元方寄会中絶之處、今回再興、徵旧例元方寄会・月並寄会共向後無懈怠可相勤事ニ決ス
- 一 元方寄会毎月一日以後初金曜日午後五時
- 一 月並寄会毎月十五日以後初金曜日午後五時
- 一 旧寄会帳ヲ摸擬シ決議簿新調、毎寄会席ニ於て決議之件々記載候事
- 一 於大元方可評議件々、議案簿ヲ設ケ該帳ニ記載シ、両度之寄会席ニ於て遂熟議決議簿ニ登記候事
- 但 且急ヲ要スル件々ハ、両度之寄会ヲ不待臨時寄会ヲ為シ、事々無差支様可及決議事
- 一 右寄会之節、一汁一菜ヲ以夜食差出候事

また、この元方寄会に続いて、明治一五年一月二〇日から月並寄会も再開された。再興された元方寄会の議事録である「決議簿」（三井文庫所蔵史料 追一六六九）には、明治一四年一二月七日の再興第一回より明治二一年九月七日にいた

る議事項目が収められ、このあと二一年一〇月五日から二六年七月六日にいたる記事は、つぎの「決議簿」(同 追二六七)にある。また月並寄会には別に同様の体裁の決議簿(表題なし、同 追二六七〇)があり、ここには明治一六年八月一七日から同二五年一月一六日までの議事項目が記載されている。すなわち、元方寄会は三井家同族会(明治二六年七月設立)、月並寄会は三井組重役会(同二六年一月設立)に接続する。これら二つの寄会が三井家の最も重要な議決機関であったことはいうまでもない。しかしその議事項目を決議簿から見ると、さほど重大と思われるほどの問題は審議されていないのである。寄会の議事の過半は大元方職員の人事にかんする事項であり、その他は相統講、下総の開墾関係、大元方直轄の茶園経営にかんするものなどである。もとよりここには、三井銀行の経営にかかわるほどの問題は、その片鱗すら現われてはいない。しかも、後述するように、明治一九年以後の三井家の家政改革の過程においては、三井家政の根本にかかわる重要な問題を論議する場合、これらの寄会とは別に三井家の同族会議が行なわれていることが注目される。三井家の同苗による大元方の寄会は、きわめて限定された問題についての合議機関でしかなかったのである。このことは、「盟約書」の改訂による三井家同族の権限の伸長が、必ずしも実質的内容を伴うものではなかったことを示しているよう。

(1) 三井文庫所蔵史料 統二二九〇—五。

(2) 同右 別二六六三。

(3) 同右 追二六六九。なお、この日の出席者は三郎助、八郎次郎、弁蔵、宸之助の各同苗のほか、斎藤純造、西邑番四郎、三野村利助、今井友五郎、向井一郎兵衛(寄会後列席)、西田善助(諸事周旋)であり、三井銀行大元締役員も元方寄会の構成メンバーであった。

(4) 「評議案」三井文庫所蔵史料 追二六六七。

3 明治一〇年代における三井組大元方の資金蓄積

これまで、「盟約書」改訂の問題を中心にして、明治一〇年代の三井組大元方の状況をみて来たが、三井銀行創立以後の三井組の実態を明らかにするためには、大元方勘定目録をはじめとする諸帳簿の数字を追って、その経済的な機能を解明することが必要であろう。ここで留意すべきことは、つぎの諸点である。

(一) 三井銀行の純益が、三井組大元方にどのような形で蓄積されていたか。

(二) 三井銀行にたいする三井組大元方の負債（大元方名義株一〇〇万円のための借入、滞貸金整理のための六〇万円および同苗名義株払込残二五万円）の償却がどのように行なわれたか。

(三) 負債償却が完了した時点においては、三井家の共有財産としての「大元方の資財」がどのような形態で存在しているか、である。

まず、三井銀行創立以後の大元方勘定目録の検討からはじめよう。

第一〇表は、明治一〇年六月三〇日現在の「大元方総勘定目録」を表示したものである。

まず「入方」（資本・負債）の大部分をなすものは、「永々積立金」と三井銀行からの借入金である。「永々積立金」は、三井組大元方の資本金にあたるものであり、これが累積される経過は、すでに述べたとおりである。その後「永々積立金」は、明治一〇年上半季末にはじめて一〇〇万円の大台を越え、一三年から一九年にかけて八〇〇万円に減少するが、以後ふたたび一一〇万円前後に回復している。第一一表は、この「永々積立金」の、明治二五年末までの増減を示したものであるが、明治一三年上半季と同一八年下半季・一九年年上半季を除けば、その変動はさほど激しいものではない。

つぎに、三井銀行借入金一〇〇万円が、大元方名義株一〇〇万円払込みのためのものであることは、すでに述べた。この借入金は、明治一六年末に返済される。なお「盟約書」によれば、三井銀行借入金には、このほか同苗名義株払込資金二五万円（ただし、三井家同苗が三井銀行より借入れ、その返済は三井組大元方が同苗に代って行なうものとされていた）、旧

第10表 明治10年6月末 大元方勘定目録

入 方		出 方	
永々積立金	1,113,236.817 ^円	所有地券金高	735,000.000 ^円
三井銀行借入金	1,000,000.000	同土蔵家屋敷代金高	224,293.928
溝口八十郎より預り	100,000.000	三井銀行株金 (大元方分)	1,000,000.000
西京出張所 貸借差引預り	132,457.542	同 (同苗分)	250,000.000
金庫受渡し差引預り	25,417.714	溝口預り金 三井銀行預ケ	100,000.000
当座貸借差引預り	110.728	貸附金高	50,000.000
配当金渡し残預り	112.250	宅々年賦貸金	2,000.000
9年下半季 銀行純益金	96,875.000	銀行預り金百万円 9年下半季利子払	50,000.000
		同 当座貸金	50,000.000
		地所掛附込 (追而精算迄貸金)	17.651
合 計	2,468,210.051	合 計	2,461,797.845
		出入差引 残り高	6,412.206

出所)「明治十年從一月六月迄 大元方総勘定目録」(三井文庫所蔵史料 統2161)

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第11表 永々積立金の増減

	期 間 内 増 額		期 末 有 高	前 期 比 増 減	
	増	減		増	減
	円	円	円	円	円
明治					
8年1月	90,569.456	—	90,569.456	90,569.456	
8年上季	163,676.271	—	254,245.727	163,676.271	
下季	295,342.279	—	549,588.006	295,342.279	
9年上季	144,201.172	3,259.309	690,529.869	140,941.863	
下季	499,017.739	219,858.493	969,689.115	279,059.246	
10年上季	310,241.967	166,694.265	1,113,236.817	143,547.702	
下季	3,603.035	6,437.206	1,110,402.646		2,834.171
11年上季	9,664.927	55,665.575	1,064,401.997		46,000.648
下季	25,640.699	7,266.832	1,082,777.000	18,373.867	
12年上季	56,270.321	2,566.830	1,136,480.491	53,703.491	
下季	767.200	10,771.034	1,126,476.657		10,003.834
13年上季	8,446.174	243,577.341	891,345.490		235,131.167
下季	13,527.722	50,986.371	853,885.841		37,459.650
14年上季	7,948.470	9,823.915	852,010.396		1,875.445
下季	5,032.884	2,670.814	854,372.466	2,362.070	
15年上季	5,336.982	287.176	859,422.272	5,049.806	
下季	7,966.414	789.128	866,599.558	7,177.286	
16年上季	9,339.687	12,305.074	863,634.171		2,965.387
下季	30,643.730	435.881	893,842.020	30,207.849	
17年上季	9,483.171	—	903,325.191	9,483.171	
下季	11,265.621	—	914,590.812	11,265.621	
18年上季	9,372.881	—	923,963.693	9,372.881	
下季	59,150.554	600,510.000	382,604.247		541,359.446
19年上季	608,679.047	—	991,283.294	608,679.047	
下季	147,016.673	—	1,138,299.967	147,016.673	
20年上季	3,224.554	0.006	1,141,524.515	3,224.548	
下季	19,191.857	50,338.643	1,110,377.729		31,146.786
21年上季	693.152	—	1,111,070.881	693.152	
下季	19,741.113	—	1,130,811.994	19,741.113	
22年上季	197.150	65,250.316	1,065,758.828		65,053.166
下季	23,799.860	—	1,089,558.688	23,799.860	
23年上季	19,291.164	—	1,108,849.852	19,291.164	
下季	23,260.312	—	1,132,110.164	23,260.312	
24年上季	21,180.762	—	1,153,292.926	21,180.762	
下季	33,589.772	—	1,186,882.698	33,589.772	
25年上季	14,205.979	—	1,201,088.678	14,205.979	
下季	60,940.364	—	1,262,029.042	60,940.364	

出所)「歳々積立帳」(三井文庫所蔵史料 別2011, 別2012)

滞貸金一二〇万円のうち三井組大元方負担分六〇万円があったはずであるが、これらは大元方勘定目録のうえには現われていない。この間の事情は詳らかではない。

溝口八十郎預り金一〇万円は、年八朱の利付預り金である。しかしこれは、そのまま同年八朱の利率で三井銀行へ融資されている。溝口八十郎がどのような人物であるかは明らかではないが、ここではつぎの注目すべき事実を指摘しておこう。すなわち、三井組大元方は明治一四年八月一八日付で溝口より二五万円を借り入れているが、これは「別廉預り」として三井家同族会設立以後まで持ち越されている。三井家同苗名義株の払込残額二五万円の払込みが行なわれたのが明治一四年八月一九日（すなわち溝口より借り入れた翌日）であることから、この借り入れは同苗名義株払込みのためであったと推定できるのである。

以上が入方の主な内容であるが、これに対応する資産は、「所有地券金高」、「同土蔵家屋敷代金高」の不動産と、三井銀行株金（大元方持株一〇〇万円、同苗持株二五万円）が大部分を占めている。「所有地券金高」と「所有土蔵家屋敷代金高」との合計は九五万九〇〇〇円で、三井銀行借入金一〇〇万円の抵当高にはほぼ見合っている。これら大元方所有の動・不動産物からの収益は大元方に入り、その経常の支出にあてられている。大元方の経常の損益計算の収入の大部分はこの収益に依存しており、ここには三井銀行からの純益配当は繰り入れられていない。これは「純益積立金」として損益計算から分離されて、別途に蓄積されていたからである。

貸付金は五万円であるが、その内訳は三井物産会社二万二九〇〇円、三越一万五〇〇〇円、米商会所株金払込資金（三井元之助他名義）五五〇〇円などである。この時期の大元方にとって、貸付金はさほど重要な意味を持っていない。

以上、明治一〇年上季末の大元方勘定目録の概要を述べたが、ここに示された性格は、これ以後も、三井家同族会の設立にいたるまで基本的には変化はないといえよう。むしろ、三井組大元方の資本蓄積とその運用のうえで重要な役割

を演じていたのが、三井銀行純益配当を中心とする「純益積立金」の制度であった。

すでに述べたように、明治九年の「盟約書」によって大元方所有株一〇〇万円ならびに同苗名義株五〇万円にたいする純益配当は、三井銀行への負債償却が完了するまでは大元方に蓄積し、その後においても非常の事態に備えて厳重に監守すべきことが定められていた。この原則は、「盟約書」の改訂に際しても大きな変化はなかったと思われる。明治一二年六月の大元方回議（第五号）では「別紙銀行株ヨリ生スル純益金ヲ以テ公債証書及株券買入利益等、区分相立候帳振り、可否御回議被下度候也」との諮問が行なわれ、「純益帳」がつくられた。純益積立金が「大元方勘定目録」にはじめて現われるのは、明治一二年上半末である。この時に計上された三二万余円の内容は第一二表に示すとおりであり、またこの積立金は、第一三表のごとく第一銀行株券、秩禄公債証書、起業公債証書に転化されてその積極的な運用がはかられたのである。

純益積立金の増加は急速であった。第一四表にみるように、ほぼ毎期一〇万円前後の額が蓄積され、明治一六年には一一三万円に達している。そしてこの蓄積によって、明治一六年末に三井銀行借入金一〇〇万円の、ついで一八年末には滞貸金六〇万円の負債償却を実現するはこびとなるのである。

もとより純益積立金の増加は、その大部分を三井銀行株より生ずる純益配当に依拠している。第一五表は明治九年下半以降、明治一九年上半にいたる純益積立金収支の内訳けを示したものであるが、銀行益金は七三・九%を占めている。しかし、これ以外にも第一銀行株、公債利子、公債売買差益、三井銀行預金利子などがかなりの額に達しており、いわば三井銀行純益金の再投資がはかられていることが注目されるのである。

さて、つぎには三井銀行にたいする三井組大元方の負債償却が、どのように行なわれたかをみることにしよう。

明治九年末に作成された「三井組大元方三井氏同中株式加入金并滞貸償却協議決定書」による償却の順序は、第一回滞貸金負担分

第12表 創設時における純益積立金の内訳

		明治9年下季	明治10年上季	明治10年下季	明治11年上季	明治11年下季	合計	
入	大元方持株純益	77,500.000	60,000.000	60,000.000	55,000.000	55,000.000	307,500.000	
	同苗持株純益	19,375.000	15,000.000	15,000.000	13,750.000	13,750.000	76,875.000	
	小計	96,875.000	75,000.000	75,000.000	68,750.000	68,750.000	384,375.000	
	第一銀行株配当				10,500.000	12,000.000	22,500.000	
	秩録公債利足					2,802.000	2,802.000	
	銀行定額預金利足					2,234.166	2,234.166	
	小計				10,500.000	17,036.166	27,536.166	
	合計	96,875.000	75,000.000	75,000.000	79,250.000	85,786.166	411,911.166	
	出	三井銀行利足払	50,000.000	50,000.000				100,000.000
	差引残高	46,875.000	25,000.000	75,000.000	79,250.000	85,786.166	311,911.166	

出所)「純益帳」(三井文庫所蔵史料 別2013)

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第13表 創設時における純益積立金の運用状況

	額	面	購入価額	備考
第一銀行株券1500枚	150,000.000	円	162,000.000	11年3月29日購入
秩禄公債証書	5,025.000		5,229.517	11年8月9日 "
同上	30,000.000		31,410.000	11年8月28日 "
株式取引所株券77枚	7,700.000		7,700.000	12年1月16日 "
三井銀行定額預金			76,600.000	11年10月25日預入
起業公債証書	35,000.000		28,350.000	
現金			621.648	
合計			311,911.166	

出所)「純益帳」(三井文庫所蔵史料 別2013)

第14表 純益積立金の増減

	期末現在高	前期比増減
12年上季	311,911.166	311,911.166
12年下季	383,476.648	71,565.482
13年上季	479,542.148	96,065.500
13年下季	574,433.648	94,891.500
14年上季	668,126.648	93,693.000
14年下季	769,590.815	101,464.167
15年上季	886,331.314	116,740.499
15年下季	994,937.980	108,606.666
16年上季	1,130,027.694	135,089.714
16年下季	1,350,350.102	220,322.508
17年上季	1,367,993.602	17,643.500
17年下季	1,458,885.102	90,891.500
18年上季	1,549,593.935	90,708.773
18年下季	1,667,547.000	117,953.065
19年上季	1,162,368.680	(-) 505,178.320
19年下季	1,269,185.800	106,817.120
20年上季	1,370,096.300	100,910.500
20年下季	1,478,449.358	108,353.058
21年上季	1,589,123.658	110,674.300
21年下季	1,714,673.558	125,549.900
22年上季	1,825,889.783	111,216.225
22年下季	1,847,347.283	21,457.500
23年上季	1,868,804.783	20,457.500
23年下季	1,519,763.783	(-) 349,041.000
24年上季	1,573,721.783	53,958.000
24年下季	1,615,179.783	41,458.000
25年上季	1,654,212.783	39,033.000
25年下季	1,721,431.283	67,219.000

出所)「純益帳」(三井文庫所蔵史料 別2013)

第15表 純益積立金の出入内訳け（明治9年下季—同19年6月30日まで）

		金 額	比 率
入	三井銀行純益配当（大元方持株）	1,014,500.000	54.5%
	同（同苗持株）	361,625.000	19.4
	（三井銀行配当小計）	1,376,125.000	73.9
	第一銀行株配当	207,600.000	11.1
	株式取引所株配当	11,015.000	0.6
	三井銀行預金利子	87,331.701	4.7
	秩禄公債利子	36,737.419	2.0
	起業公債利子	40,650.000	2.2
	金禄公債利子	68,176.833	3.7
	（公債三種利子小計）	145,564.252	7.8
	金禄公債売買差益	31,939.565	1.7
	秩禄公債元価差益	3,135.482	0.2
	大元方酒饌料	7.000	0.0
	合 計	1,862,718.000	100.0
出	滞貸債却, 銀行大元締渡	600,000.000	
	借入金100万円利足銀行渡	100,000.000	
	その他の	350.000	
合 計	700,350.000		
差引	19年6月30日現在純益積立金高	1,162,368.000	

出所)「純益帳」(三井文庫所蔵史料 別2013)

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第16表 三井組大元方の三井銀行定期預金

預金期日	金額
明治 年 月 日 13. 10. 7	円 80,000
14. 3. 31	90,000
14. 8. 4	100,000
15. 3. 11	120,000
15. 6. 19	15,000
15. 6. 21	20,000
15. 6. 28	10,000
15. 7. 25	90,000
15. 12. 28	110,000
16. 2. 2	110,000
16. 6. 30	55,000
16. 8. 3	75,000
16. 12. 28	55,000
合 計	930,000

出所「純益帳」（三井文庫所蔵史料 別2013）

六〇万円、第二回同苗名義株五〇万円の残金二五万円の払込み、第三回大元方名義株払込みのための借入金一〇〇万円であった。⁽³⁾このうち第二回にあげられた二五万円は明治一四年八月一九日に払込まれているが、これには溝口八十郎からの借入金があてられたものとみられる。したがって溝口にたいする新たな負債を生じてはいるにしても、明治一五年上季以降同苗名義株にたいする銀行配当は、全額五〇万円分が大元方に入っている。

つぎに、三井銀行借入金一〇〇万円の償却についてみよう。明治一六年一二月三〇日、大元方はつぎのように一〇〇万円の償却を滞貸金負担分六〇万円に先立って行なうことを決議した（大元方回議、第四八号）⁽⁴⁾。

一明治九年改正之節銀行より預り金六拾万円・百万円二廉、返戻順序約束も有之候得共、予備都合之儀も有之ニ付、更ニ銀行江談判之上、百万円之廉此処ニ而返還シ、右ニ対スル抵当品取戻置可然与存候事

百万円の償却を繰りあげたことは、同苗側の強い要請によるものであった。この償却が純益積立金をもって行なわれたのはいうまでもない。明治一二年にはじめられた純益積立金は、明治一六年末には一三五万円に達した。このうち三四

万五九〇〇円は第一国立銀行株・起業公債証書・金禄公債証書にかえられたが、ほかは三井銀行への定期預金となっていた。三井銀行預金は、第一六表のように明治一三年の八万円預け入れを起点として、一六年末には九三万円に達している。これは、大元方勘定目録

「出方」(資産)の「純益金ヲ以テ公債証書株券買入代金分、銀行利付預ケ」(明治一六年上季末残高は八〇万円)に対応するもので、三井銀行にその運用を委託したものと考えられる。三井銀行借入金一〇〇万円の償却は、この三井銀行預金九三万円に不足分七万円を加えて行なわれたものである。なお不足分七万円は、明治一七年上季の純益金収入から支出されている。⁽⁵⁾

三井銀行借入金一〇〇万円を償却したことによって、三井組大元方は三井銀行への抵当物を回収し、同時に一〇〇万円の三井銀行株を完全に自己のものとした。そして、純益積立金に対応するものとしては、一〇〇万円の三井銀行株と三四万余円の有価証券が存在したわけである。その後も純益積立金は順調に増加を続け、明治一八年末には一六六万七〇〇〇円に達した。ここに最後の六〇万円の償却を行なう条件が備わったのである。明治一八年七月三日の元方寄会では「明治九年改正之際大元方ト銀行大元締役員ト約定中金六拾万円、今般銀行江払渡之儀」を決議、翌日さらに大元方の回議に付されたうえで、この日付で三井銀行へ返還された。これは、従前買備えたつぎの公債証書を銀行へ売渡し、その代価四九万九四〇九円に現金拾万五九一円を加えたものである。^(?)

公債証書内訳

七歩利付金禄公債証書 額面二三万円

壹割利付金禄公債証書 額面九万五七七五円

起業公債証書 額面一六万九一〇〇円

新公債証書 額面二万円

なお、この経理上の操作は、当初永々積立金(歳々積金⁽⁶⁾)より支出され、翌年五月三十一日付で純益積立金(純益帳)よりの付替が行なわれている。前掲第一一表における永々積立金の明治一八年下季の減少と翌期の増加はこのため

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第17表 明治19年上季末 大元方勘定目録

入 方		出 方	
永々積立金	991,283.294 ^円	所有地券金高	338,367.570 ^円
純益積立金	1,162,368.000	所有家屋土蔵代金	152,617.718
別廉預り	250,000.000	所有家屋土蔵売却不足	29,665.780
諸預り高	4,166.667	純益金之内諸公債証券 諸株金買入代	276,858.500
西京旧預り金差引残高	842,090.090	賞典・金禄公債有高	2,005.000
当座貸借差引残高	72,173.783	同苗中 三井銀行株	1,000,000.000
		大元方 三井銀行株	500,000.000
		諸貸金高	109,134.247
		西京旧貸金差引残高	692,250.891
		6月30日有金, 銀行預 ケ高	225,894.979
合計	3,322,081.836	合計	3,326,794.685
差引(出)	4,712.849		

出所)「二季惣目録帳」(三井文庫所蔵史料 別2015)

である。

このようにして、三井組大元方は、純益積立金の運用のなかで明治一八年末までに三井銀行借入金償却を完了した。大元方が完全に所有しうる「大元方之資財」は、ここにはじめて確定された。償却が完了した明治一九年上季末における三井組の財産状態は、第一七表に示すごときものになったのである。

- (1) 三井文庫所蔵史料 本七〇〇。
- (2) 同右 別二〇二三。
- (3) 同右 別一七四四―九。
- (4) 同右 本五九五。
- (5) 同右 本五九五・追一六六九。
- (6) 同右 追一六六九。
- (7) 同右 別二〇二一。
- (8) 同右 別二〇二二。

三 明治一九年の三井家政改革

1 改革の発端

明治一七年二月、三井高福は喜寿の賀を迎えた。高福は、明治六年四月に三野村利左衛門に三井家政の全権を委任したあと、七年六月より京都に帰住し、一一年一月には八郎右衛門名前を長男高朗に譲って退隠した。しかし高福は、明治一八年一二月に病没するまで、京都にあつて三井家同族の最長老として一族の指導的地位にあつた。高福は、明治一七年九月、京都在住の同苗らと協議したうえで、東京大元方にむけて大元方の改革を実施することを要請した。高福が、三井八郎次郎（高弘）を通じて指示した改革の要項は、つぎのごときものであつた。⁽¹⁾

廉書

- 一 大元方規則不服之事
- 一 御先祖より之家則相建候事
- 一 大元方本目錄之事 但月表之事
- 一 分割之事
- 一 平日取扱仕向方之事
- 一 大元方寄会之事
- 右之外先頃申遣、返事相待申候

申九月

高福 ○^(印)

この文面はあまりに簡単にすぎ、詳しい内容は明らかではないが、つぎのように解釈できるであろう。

まず第一項についていえば、大元方規則は、明治一一年の「盟約書」改訂の際、同時に改正が施されていた。明治七年に三野村利左衛門の主導下に大元方規則書が制定された当時、高福はこれにたいする不満を三井三郎助（高喜）に書

送っているが、明治一一年の改正についても決して満足はしていなかった。このことは、明治一一年の改正大元方規則が、明治七年から九年にかけて三野村のもとで制定された大元方規則の根本的修正ではなく、ひいては「盟約書」の改訂自体が、三野村によって敷かれた改革路線を全面的に否定したものでなかったことを意味している。高福が「大元方規則不服之事」とすることは、三野村の改革の原理を根底から否定した新たな三井家の家則の制定を意味していた。この家則が、第二項にいう「御先祖より之家則」の復活、具体的には宗竺遺書の原則に則ったものであることは明らかである。この高福の主張は、すでに明治一一年に起草された「熟談書」に詳しく展開されているが（本書四六ページ参照）、三井銀行借入金一〇〇万円の償却が完了した明治一七年の時点に、このような形で強く打ち出されているに注目したい。

三井家の同族にとって、「盟約書」の改訂は必ずしも満足すべきものではなかった。たしかに改訂によって、「大元方之資財」は三井家一族が共有すべきものと改められた。しかし実態としては、三井銀行に対する負債の償却が完了するまでは、基本的な形態にさほど大きな変化が生じているとは考えられない。たとえば、三井家が「大元方之資財」を占有することの具体的な表現である同苗への配当の問題について見てみよう。

すでに述べて来たごとく、三井銀行の資本金二〇〇万円のうち一五〇万円は、大元方名義一〇〇万円と同苗名義五〇万円に分かれていた。同苗名義株五〇万円は、形式上各同苗に分割されていたが、実際には三井家同族八家の共有物であり、しかも三井銀行への負債償却が完了するまでは、この株金から生ずる純益金の配当は大元方が受けとり、純益積立金に組み込まれて大元方に蓄積された。そして三井家の同苗へは、家計費として一定の定額金が支給された。同苗への定額金は、明治一一年の「盟約書」改訂の際に五割増額され、ついで一三年七月にも五割の引上げが行なわれた。しかし、「右五割ハ積蓄置、吉凶諸入費可相賄当前ニ而、平常節儉申付有之ト雖モ諸色高直ニ而、何レ之宅ニモ貯蓄之場

ニ不立至、一中略—古法建之割ヲ斟酌増補シ、更ニ大元方より出金相成候様相談在之度、如此及依頼候也⁽³⁾」などと、同苗各家の家計の膨張にともなう定額金増額の要請が、たびたびなされていた。

もとより、この増額の要請と平行して、定額金支給から銀行純益配当への転換の要求も行なわれていた。同苗名義株より生ずる純益として三井銀行から大元方へ渡る配当は、同苗への定額金よりはるかに多額であった。しかし、同苗名義株の全額払い込みは完了しても、三井銀行への負債償却が完全に終るまでは、この純益は大元方に蓄積され、同苗へは渡らないしくみであった。三井銀行の収益を大元方に吸収し、しかも同苗への利益配分を極力制限することによって大元方の資本蓄積を進めようとした三野村の意図は、「盟約書」の改訂以後においても維持されていたのである。しかもこの時期の三井銀行は、日本銀行の創立にともなう官金取扱業務の停止を目前にして、大きな経営の危機を迎えていた。明治一六年二月には三郎助以下の同苗と三井銀行大元締・大元方役員らの間で銀行の経営方針について誓約書が作成されている。ここでは「当行官金御預之取扱ヲ主務トシ營業候事ニ付、即今急劇官金御引上相成候テハ其障碍不一方、破産之外無之」とし、「進而事業活潑弘張可営哉、或ハ沈謹直行確実ヲ計リ、獲利少共敢而損害ヲ不生ヲ主義ニ可取哉」との両案について検討した結果、「進取主義ハ危嶮最可恐義、且時勢ニ不適、偏ニ謹直行ヲ宗義トシ、尽死力運ヲ天ニ任」せることに決したのであった。⁽⁴⁾三井銀行のこのような状況が、三井組大元方に影響を与えずにはいない。明治一六年五月の高福の定額金増額の申し入れについても、東京の大元方は、これを黙殺せざるをえなかったのである。

しかし、三井銀行に従属するようなこのような大元方のあり方にたいする、三井家同族側の反撥は、根強いものであった。三井銀行借入金一〇〇万円をすでに返済し、さらに純益積立金の増加によって最後の六〇万円の負債も遠からず償却しうる見通しが生まれたとき、三井家同族の権限の回復と、大元方への完全な支配の確立を具体的に表現する利益配分の早期実施を求める要求が、同族の側から出されるのも当然のなりゆきであった。高福は、定額金増額の要求が無

視されたことについて、翌年五月にも「昨年来大元方江点書ヲ以申遣候次第、本年ニ至リ今以何等之返答モ無之如何之了管ニ候や、至急可返答有之候、本年上半季も一ヶ月ニモ相成候間、此書面着早々右書面ヲ以役場之者江可被申談候」と重ねて申し入れた。また、これに続いて、「右返答相成候ハ、我了管可申立候間其段相心得置、至急取斗返答可被申聞候也」と述べている。⁵⁾ 高福のさきの「廉書」が、ここにいふ「我了管」とみてよいであろう。そして、この廉書の第四項にある「分割之事」とは、同苗名義株五〇万円の各同苗への分割、具体的には三井家同族各家にたいする定額金の支給を、同苗の持株数に応じた銀行純益金の配当に切りかえることを指していると推測できるのである。

高福は、この「廉書」に引き続き、同年一二月には八郎次郎を通じて以下の諸項目を大元方に申し入れた。⁶⁾

十二月八郎次郎出京之砌、同人江渡、大元方へ申遣し候書附左ニ

- 一 今般大元方規則相廃し、改正規則取極、役員同様之事
 - 一同苗株金積立方頼度事
 - 一同苗共銀行役員人撰除候者者大元方役員申付度事
 - 一同苗株金高之益金請取、賄料相止メ候事
 - 一同苗中之事件者都而於大元方管界之事
 - 一大元方株金之内、地所取扱銀行江移スル事
 - 一同苗東京初メ夫々江勤番不同無之様取極度事
 - 一為取替有之盟約書相止メ候事
 - 一当時同苗身躰曖昧不都合ニ候間、判然ト區別相立候事
- 此外口伝有之

ここには、改訂された「盟約書」そのものをも廃棄しようとする要求が打ち出されている。このように、高福の指示にみられる改革の要項は、三井家とその大元方にとってきわめて重要な問題であった。こののち明治一九年にかけて、

三井家においてはこれらの問題について、さまざまな論議が繰り広げられる。それは、状況の変化に対応しうる、三井家の新たな「家産」の所有形態の模索にはかならない。

(1) 三井文庫所蔵史料 追一三二九—一。

(2) 三井高福「大元方規則改正案ニ付不審条々」三井文庫所蔵史料 追一三二九—二。

(3) 三井高福より大元方宛「書附」(明治一六年五月) 同右 追一三三五—八。

(4) 三井文庫所蔵史料 統二三九〇—二。

(5) 同右 追一三三五—七。

(6) 同右 追一三三五—一〇。

2 明治一八年における三井家政改革論議

三井家政改革の動きは、三井銀行への六〇万円の負債償却の完了とともに積極化した。明治一八年六月二二日、三井高福は在京の三井三郎助へ宛てた書簡に、つぎのように記している。⁽¹⁾

陳者一昨年来及相談ニ置候同苗株式益金渡方之義、再三及通達ニ候得とも未た何等之返報も無之、然ルニ負債^(六〇万)カシ万も已ニ消却ニも可相成趣了承申候、就而ハ大元方・銀行ノ中彼是異論も無之筈、幸本季決算之期ニ近ク候間、此処ニ而至急決議相成候様厚配被成度祈望致候、且同苗中其家ヲ退ク之外ハ何レモ從來連々定額不足を生、甚以不都合之至リニハ候得とも、又不得止場合も有之候間、何分ニも前頭之義至急決答相成度、然ル上ハ將來不都合を醸サ、ル様篤ト申付、必不足等之義ハ無之様可為致心得ニ在之候

三井三郎助(高喜—小石川家第七代)は、幕末・維新时期を通じて高福・高朗とともに、三井家同族の指導的立場にあつた。三同苗のなかでは、比較的三野村利左衛門への理解があつたようにも推察される。明治九年以降三井銀行副長の地位にあり、同一八年には総長に就任した。高福と高朗とがほとんど京都に在住していたのとくらべれば、高喜は東京在勤の時期が多く、同苗中で最も三井銀行の実務に精通していた。したがって高喜は、三井銀行・三井組大元方の実情について、より明確に把握していたであろうと考えられる。しかし同苗一般のなかには、三井銀行と一体化した三井組

大元方の現状にたいする強い不満があったのである。高福の書簡は、このような三井家同苗の意見を反映したものであり、銀行への負債償却を好機として一気に同族の権限の伸張をはかろうとするものであった。この後間もない六月二〇日、三井高朗は高福の意見書を携えて東京に向った。七月一日には元方臨時寄会が開かれ、高福の改革意見書にもとづいて大元方改正にかんする評議がはじめられた。高福の意見書とは、つぎのようなものである。⁽²⁾

改正

- 一 於西京大元方取建候上ハ從來之通元方と相改、大元方ハ旧來之通可相心得事
- 一 総轄ハ是迄之通、副之名儀廢シ大元方掛りと相改、見習ハ是迄之通、以下ハ平と可致事
- 一 改役之義ハ従前之通大元メ役・元メ役と可致、以下之手代是迄之通役目付可申、銀行三越ニも有之候共、共別相建以前之店ニ有之如ク差支ハ有間敷事
- 一 大元方取建之上ハ、旧元方家作其儘候間、同所江相建候事
- 一 元方家法之向ハ一目旧法之通相建、其上相談更ニ改正可致事
- 一 同苗不心得之者有之時ハ、是迄之旧法にてハ難行届廉も有之候間、以後申渡之約定書取置可申、尤法律条ニおゐてハ差支無之候事
- 一 八郎右衛門名前⁽³⁾之儀ハ當時下席候得共、依名前見習次席差加ヘ候事
- 一 大元方江願窺等之儀ハ旧來之通元方江差出、大元方江伺濟之上元方ニテ取扱可申事
- 一 廻文并口達等、大元方之差図ヲ請、元方ニおいて取扱可申事
- 一 人備之儀追テ相談可致事
- 一 是迄同苗役料、此度改正之上役料可相渡候事
- 一 是迄重役之役料も同様、此度改正之上十分之役料可相渡候事

明治一七年二月一八日、京都在任の同苗によって京都にも大元方寄会が復活された。西京大元方出張所の「寄会評議簿」⁽⁴⁾には「本月本日ヲ始トシ、東京同様於当地も大元方寄会取建候」と記してある。右の高福の意見書は、京都におけ

る大元方寄会の復活にともなう大元方の改正について申し入れたものであるが、この背後には大元方の実質的な機能を京都に移し、京都をもつて大元方の本拠地にしようとする高福の意図があった。この高福の意見書をうけて開かれた七月一日の東京での元方臨時寄会には、三郎助、高朗、八郎次郎の三同苗のほか、斎藤純造、中井三平、西邑庸四郎、三野村利助、今井友五郎らの重役が出席して協議したが、「何分容易ニ難決談及候次第、依而熟考之上可再評及候事」となつた。⁽⁵⁾ ついで同月三日の元方寄会では、三井銀行への最後の負債償却六〇万円の返済が決議されている。⁽⁶⁾ この償却方法については、すでに述べたとおりである。東京での評議は、このあと九月にいたるまで続けられた。⁽⁷⁾ 以下では、この評議の経過を追いながら、これがどのような問題をめぐって行なわれたかを見ることにしよう。

まず、高福の意見書については、大元方改役から「御尋ニ付見込書」⁽⁸⁾が提出されている。これは意見書の各項目について改役の見解を述べたものであるが、注目すべきは意見書の第一項にたいして、「大元方ト元方ト區別旧来之通相心得可申儀ハ拝承仕候得共、於西京大元方御建被遊候儀ハ銀行事業充実候迄御延引願話敷奉存候」と反論していることである。また、元方の諸規則を三井家旧来の家法に戻そうと主張する第五項にたいしては、「元方御家法之御旧法ヲ当今改役ニハ詳細心得候者無御座候ニ付、乍恐御賢慮之謙々相心得候上御請仕度候」と逃がっている。高福の主張は、「三野村以前」への復帰を主眼としている。そしてその拠りどころを、三井家旧来の祖法に求めている。しかし、それが単なる復古であるかぎり、時代の趨勢に逆行する老人の懐古主義にすぎない。高福の意見書にたいする大元方改役の反応は、むしろひややかであったといえよう。

明治一八年の評議のなかでは、いくつかの重要な問題があらわれている。三井家の同族への利益配分の増大が、その焦点であったことはいうまでもない。三郎助、高朗、八郎次郎の三同苗が大元方改役へ申し入れた「口演之覚」⁽⁹⁾には、つぎのように記されている。

一大元方ヨリ銀行江兼而返戻可致留敬万円既ニ積立出来候ニ付、此度無滞返金相成大慶ニ存候、乍併銀行ニ而ハ未募物大額有之、不充分之折柄甚申出兼候得とも、近年諸物価騰貴、以来同苗賄料季々不足ヲ生シ不都合之次第、全我等共不行届之至心痛致居候、依之過日書取を以申述候株高増方之義、何卒宜評議頼入申度、右決議之上ハ同苗申合、大元方江出金又ハ借用等之義聊願出不申様可致候、且平常之心懸ケ薄く、積金も無之上万一不足ヲ生し候とも、其家株高之内譲渡候而成共相凌、大元方江借用之義ハ決而不申出様、同苗中堅約定可致候

この申し入れについて注目すべきは、「株高増方之義」、すなわち三井銀行株のうち同苗名義株を増加する要請が打ち出されていることである。すでに明らかのように、大元方が所有する三井銀行株は、五〇万円を三井家の各同苗に割りあて、残り一〇〇万円が大元方名義であった。要請は、この配分比率を変更しようとするものである。もちろんその狙いは、定額金が銀行純益の配当に切り変えられたあとの、同苗への配分額を増加させることにあつた。同苗名義株の増額は、この後間もなく実施されたようである。明治一九年上半の大元方勘定目録によれば、同苗名義株一〇〇万円、大元方名義株五〇万円と、その比率は逆転するにいたつたのである（前掲第一七表参照）。

さて、明治一八年の評議の過程において、三井三郎助から提起された改革のプランは、つぎのようなものであつた。¹⁰

(一)同苗への定額金支給を廃して、三井銀行株益の配当にきりかえる。なお、これについては、明治九年の「盟約書」に規定された同苗の持株比率をあらため、再配分を行なう。

(二)銀行株益の配当は、三井銀行から直接各家へ渡すことをせず、一括して大元方が受けとる。この配当は、すべて西京大元方において取扱うものとする。

(三)銀行株益の配当は、全額を各家へ渡すものではない。株益の半額を賄料として渡し、残りは非常積立金として各家ごとに蓄積をはかるものとする。この積立金は、吉凶大礼手当、普請手当、臨時手当、永年勤仕之者合力手当などにあてられる。この積立金は大元方の監督下におかれ、非常入用の場合は大元方へ前もって予算書を付して出

願、許可を得たうえでなければ使用できない。もとより經常の賄料の不足を補なうために支出することは許されない。

(四)同苗非常積立金は大元方への利付預とし、これを大元方が三井銀行へ廻し、預金あるいは公債買入等を依頼することによってその利殖をはかる。

(五)大元方持株の配当ならびに第一銀行株その他の株式配当、公債証書益金等は、すべて大元方に積立て、年々その増殖をはかる。

(六)大元方が支出する諸費用(三井家の祖先祭祀料、役料・給料、旅費その他諸入費、交際費等々)は、大元方が所有する地所・家屋よりの収益をもつてあてる。

明治一八年の東京における三井家政改革の論議は、この三郎助から提起されたプランに添って進められた模様である。ここでの論議の中心は、三井家同苗への定額金支給が銀行株益の配当に切りかえられることにもなつてこれをどのよりに配分するかの問題であり、このことは以後の三井家の財産共有制のあり方にかかわるものであった。この論議は、同年九月ごろには一応の結論に達し、「明治十八年大元方出費改正書」⁽¹⁾なる文書が作成された。ここでは、三井家の同苗にたいする新たな利益配分をつぎのように規定した。

一 此度同苗定額改正ニ付、以来株益ヲ以相賄可申事

一同苗持株左之通確定候事

二 十六万

野敬留万円

三 十三万

敬見万円

北

二条

同

新町

同

室町

同 南
同 出水
同 (同万五千) 松坂
江万佐仙円 横浜

一同苗株益大元方江一纏メニ請取、其内ヨリ定額渡シ、余金ハ非常積立トシテ銘々積立帳へ預ケ置候事
一非常積立金ハ大元方江利附預リニ可致事

但シ利子之儀ハ半季毎ニ利倍ニ積立可申事

一非常積立金ハ兼而申合約定之通自儘ニ出金ハ難相成、非常入用之節ハ特別之儀ニ付大元方江明細書ヲ以出金申出候ハ、評議之上確實成儀ハ相渡可申事

但平常定額不足ニ付出金之儀申出候トモ決而相渡不申旨而約定候事

一大元方勘定書類之内兩季目録并ニ月表等ハ是迄西京大元方江相廻シ在之候得共、右ニ而者事実明細ニ無之ニ付、明治十八年ヨリ半季毎ニ渾而勘定仕分帳其他トモ東京西京兩地大元方江同様之書類相備置可申事

一同苗非常積立金ハ銀行本店ニ而利倍之廻シ方大元方ヨリ銀行江依頼可申事

一大元方持銀行株益、地所係ヨリ収入之純益并ニ公債証書他銀行株益等ヲ以、下条ニ揚記セル支払ヲナシ、其残余利倍法ヲ以年々増殖積立可申事

但無拋臨時入費之儀ハ其時々寄会評議之上出金可致事

(以下省略)

改正の内容は、三郎助の提案とほぼ同じであった。三井家同苗の共有する三井銀行株は一〇〇万円になり、また各家は株益の半額を賄料として支給される定めであった。ただ、この改正は、ただちに実施に移されたわけではなかった。

大元方の「決議簿」には、「先般総轄高福意見書ヲ以大元方改正及同族賄料増額之儀、高朗出東以来数回及評議、別紙之通協議相整候、然ハ今一応総轄始メ在西京同苗熟議之為メ、右別紙相携高朗去十三日（九月一引用者注）横浜丸ニ投シ帰西候事」と記されている。⁽¹²⁾ 右の「大元方出費改正書」がこの別紙にあたりとみてよいであろう。こうして東京での論議

は京都に移され、さらに翌一九九年の改革に持ち越されたのである。

- (1) 三井文庫所蔵史料 追一三三五―六。
- (2) 同右 追一六七七―一。
- (3) 八郎右衛門名前は、明治一八年二月高朗から高棟(旧名長四郎、高福の七男で文久三年高朗の養子となる)に譲られた。
- (4) 三井文庫所蔵史料 統二一五〇。
- (5) (6) (7) (12) 大元方「決議簿」三井文庫所蔵史料 追一六六九。
- (8) 同右 追一六七七八。
- (9) 同右 追一六七七一―二。
- (10) 同右 追一六七七―五。
- (11) 同右 別一九四六―一。

3 明治一九年「同苗一致決心誓盟書」と「三井家申合家則」

三井高福は、明治一八年一二月二〇日没した。享年七八才であった。この年の東京での改正論議が、高福をはじめとする京都在住の三井家同苗に、どのように受け入れられたかは詳らかではないが、高福の死後一時中断されていた三井家政改革問題の審議は、明治一九年の春以後再開されるはこびとなった。四月一四日には高朗、元之助(高生)、源右衛門(高辰)、高保、八郎右衛門(高棟)ら京都・大阪在住の同苗は、神戸を発って東京に向った。一行を迎えて同月一日には元方臨時寄会が開催され、つぎの決議が行なわれている。⁽¹⁾

一旧年十二月勅諭古今未曾有之大改革勅諭被為在、以後奉勅総理大臣大政府之改正統々御発令相成、不容易之時勢皇國之民トシテ之ヲ感覺シ、謹テ家門ヲ保維スル之計画無ンハ非ノ時期、且客年大元方并ニ同苗中之規則式目ノ改正ニ着手セルモ事半途ニシテ未結局、旁以同苗一致憤勵シ、各自慾心ヲ去リ、温古就新公正善良ノ規則ヲ更定シ、万世不朽ノ基礎鞏固ナラシメ、遠ク祖先ニ

報恩セン事ヲ盟議候事

そして同時に、この時上京した高朗、高生、高辰、高保、高棟の五名の同苗は、大元方制度の改革を進めるにあつての基本原則として、つぎの四項目を申合わせて調印した。⁽²⁾

一 今回大元方改革ヲ行トスルニ、近年ノ家則ヲ廃シ、崇竺居士享保遺書ニ基キ更ニ基礎ノ大綱目ヲ編定スル草案

一 大元方名義ノ総財産ハ同苗ノ共有タル事

一 我銀行株式金壹百万円ハ、昨十八年九月議定ナシタル各自分割ノ通り各所有トス

一 諸協儀輕重ヲ不論、各名株數ニ依リ發言ノ權利ヲ有シ、多數ヲ以テ儀事ヲ確定トス

右確定ノ上ハ細則ヲ編成セントス

明治十九年四月

明治一九年における大元方制度改革にかんする審議は、これより八月にかけて進められた。まず五月には、各同苗からそれぞれ改革についての意見書が提出されている。⁽³⁾以下では、これらの意見書のうち、高朗、八郎次郎（高弘）、高保、高棟のものを紹介しよう。

三井高朗「見込覚書」

一 銀行総長ハ當時喜君之義候ヘハ是迄之通御担任願上度候事

一 大元方之義ハ乍不及拙者相勤可申事

一 右両課ニ分ツト雖、元ヨリ分担迄之義ニ候ヘハ、大事件ハ両課之もの打寄衆議之上取極、小事件ハ長たる者之意ニ可任候事

一 同苗中ハ勿論、手代一統ニ至迄親睦を旨トシ、協和穩順ニ申談出来候様之庭ヲ開ク事

一 右ヲ執行致時ハ、相談之節意見無遠慮申談、多數ニ随可申規約ヲ可致候事

但此義ハ出京後早々書付を以既ニ差出有之候也

一 同苗東京移住之義ハ故宗琢居士（高福 引用者注）之遺志ニ背反シ、且ハ拙者東京之土地ニ不合故歎兎角病発候、永住ニ給兼候ニ付断然御断申上候、然レトモ用向有之節ハ勿論、見廻リニ出東之義ハ何ケ度ニ而も上京いたし可申事

一 昨年より申置候於東京勤番同苗家族連来リ候節之宅未出来事故、此度更六軒宅拵置致度事

一 大元方之用向無之姿ニ付、此度銀行より飛驒鉱山之義引請候様致度候事

但シ於銀行ハ取扱可致規則無之候、内実ハ銀行持ニテも不苦候へとも、表向右之通大元方持ニ仕候方可然義と相考候、且先年拙者彼地出張、実地一覽もいたし候義ニ付、其後東京大元方持之論もいたし候義有之候

一右之通分課相成候上ハ、同苗之内生・辰両子大元方ハ御廻し被下度、弘以下同苗ハ於銀行精誠勉強為致度候事

一細密規則之義、右ケ条取極之上追々可申候事

五月十五日

高 朗

三井八郎次郎「大元方改革鄙見」

一今般大元方ノ改革ヲ為シ、世来ノ維持法ヲ設クル議題ニ付聊鄙見ヲ陳スルコト左ノ如シ

一大元方ノ名称ヲ廃シ、三井組事務所ト改称スヘシ

一基礎金百万円ヲ更ニ募集シテ、是ヲ同苗共同ノ維持スルモノトス

但現在高五十万円ニ在産ノ内ヨリ繰込、其欠額タルハ純益金ノ内ヨリ每半季ニ募集

一総益金ノ十分ノ五ハ基礎金ノ欠額ニ繰込、十分ノ五ハ割方ヲ以テ積立金臨時ニ当

但目的ノ金額ニ達スル後ハ集員ノ協議ニ寄

一役場及役名撰定スル事

一公債諸株ノ事業ヲ拡張スル事

一事業相当ノ課ヲ分置スル事

但一課毎ニ同苗ヲ置、事務ヲ知ラシムルヲ専ラトス、又ハ銀行兼務ニシテ事故アレハ此限ニアラス

一同苗重役ノ内ニテ一名ツ、専任者ヲ撰定ス

一三井銀行本支店ノ業務ニ従事為ハ勿論、支店ニ派出スル時ハ該員ノ業務主任者ノ品行良否ヲ視察スルコト肝要ナリ

一是迄ノ役料・手当金ヲ全廃シテ更ニ相当之役料ヲ定メ、併セテ配当賞与ノ法ヲ第四条ニヨリ設クル事

但臨時賞与并ニ専任者ハ別段ニ手当ヲ附ス、都而役員タルモノ、役料月給配当トイヘトモ勤勞ニヨリ斟酌スヘシ

一同苗不殘東京転籍移任スヘシ

但隠居ナスモノハ何地ヲ不問随意ノ事、三井銀行社員タラハ該銀行ノ命ニ寄他ニ派出スヘシ

一引越入費并ニ旅費出金區別之事

一家屋買入代価、金五千元ヨリ不少尅万円ヨリ不多出金ヲ為ス

但此出金又ハ消却ナスニ属スヘキヤ協議ニ定ム

一純益金之内臨時費之為三分ノ一（是迄十分ノ一）ヲ積立金ニ備之、然リトイヘトモ極度（金港万円位、或ハ五ヶ年間）ヲ定メテ満備ナス後ハ引出ス事ヲ得

但天災ヲ被ルカ、非常ノ事柄不得止場合ニ於テハ此限ニアラス

一三分ノ一積立金ニハ利ヲ附セス

但別段貯蔵トシテ預ケルモノハ八分ノ利ヲ附ス

一同苗住居ナス西京在来ノ地所ハ都而渡切ニ可致事

一同苗中ニ於テ確実ナル申合規則ヲ設度事

但款条ハ各位ノ良考集合シテ撰定ス

一相統講取扱制限之事

一三井銀行ハ有限社ノ法ニ改正シテ、事業ノ確実ナルヲ拡張シテ純益金ノ満足ナランコトヲ仰望ス

一規則ハ成立ノ精質ニ寄、総則細則ヲ定ムモノトス

右之通陳述致候也

明治十九年五月

八郎次郎〇（印）

三井高保「口換」

一同苗八家隠居ノ外ハ東京住居トナスヘシ

但シ隠居タリトモ東京本籍タルヘシ

一同苗一名大元方主務者ヲ撰定ス、然ルト雖トモ銀行事務ニモ従事スヘシ

一銀行ノ役配ニヨリ各所ニ在勤又ハ巡回ヲナシ、各員ノ勤惰正邪ヲ監督スヘシ

一各々事務ヲ負担シ、自ラ事ヲ掌ルヘシ

因ニ云、按ニ将来一身上ヲ不顧我門ノ利害得失ヲ考究シ、自ラ事ヲ実行ナサザレハ子孫ノ情心ヲ導キ、三井家ノ金言共力同心モ無効具物トナルノミナラス、破産ノ恥辱ハ遠ニ不在ヘシ、依テ以テ確實ト正理トヲ不忘自カラ事ヲ掌リ、子孫ノ勉強ヲ導キ家名ヲ永遠不朽ニ伝ヘント欲スルノミ

一大元方財産ハ同苗共有ナレハ、大事ノ件ハ丁年已上ノ当主ニ至ル迄協議ヲ遂ケ、其議ノ確實正理ニ依テ履行ナスヘシ、総轄・副総轄并主務者タリトモ専断スヘカラス

一大元方専任重役ヲ置キ外兼勤ヲナス、重役ハ顧問トスヘシ

一規則細目ハ別紙ノ成規目錄ニヨリテ編輯セントス

○（高保印）

三井高棟「意見書」

一今回大元方大改革ヲ行トスルニ、崇徳居士ノ遺書ニ基キ編定スヘシ、然ト雖トモ享保頃ノ時勢ト大ニ異リ、既ニ遺書中ニ曰、時勢変動ノ際ニ当テハ其時勢ニ随ヒ改正スヘシトアリト雖トモ、遺書ノ源意ハ幾千年経ルト雖トモ源意ハ同様也

一大元方集会ニ於テハ、協議ニ附スヘキ事故ハ確實タル論議ニ因リ以テ決定スヘシ

一三井家ニ於テ肝要タル事故差起ルトキハ、各地方ニ在留スル所ノ同苗ヘ其事故ヲ通知シ、直ニ招キ臨時總會ヲ開クヘシ

一東京地方ニ於テ同苗仮ニ居宅ヲ設置スヘシ

一仮令ハ茲ニ疑心ヲ起シテ述ルトキハ、隸屬中忠ニシテ忠ニアラス、不忠ニシテ不忠ニアラス、又良善タル者アリ不善タルモアリ、之実ニ恐ルヘキ所ナリ、之ヲ思考スレハ自ラ職務ヲ掌ルハ勿論ナルヘシ

明治十九年五月

高棟（花押）

意見書の内容にはかなり精粗があり、なかでは八郎次郎の意見書が最も具体的であった。八郎次郎は、前年の東京における評議に加わったひとりであり、そこでの論議が意見書の骨子となっているようである。ここには大元方を三井組事務所と改称し、三井銀行を有限責任に改めることなど、注目すべき見解が述べられている。また高保は、制定すべき規則として同苗共有財産と同苗各家所有財産を明確に規定することなど、その細目をかかっている。これら各意見書の論点は多岐にわたり、簡単に整理するのは困難であるが、意見書にみられる三井家同苗の主張は、ひとまずつぎのよう

に要約できるであろう。

(一)三井銀行と大元方との分課を明確にし、同苗のうちよりそれぞれを担当する専任者を選び、同苗の三井銀行にたいする監督権限を強化する。

(二)三井家同苗の重要な問題にかんしては同苗の合議によって決定し、専断を禁ずる。協議は正理多数をもって決する。
(三)同苗はおのおの銀行・大元方の事務を分担し、自ら事に当ることにつとめる。三井家の本拠を東京とし、同苗はそれぞれ東京に居を移す。これにともなう費用の支出について規定を設ける。

(四)三井家の共有財産について明確にし、同族の基本となるべき家則を制定する。

すなわち、同苗への利益配分の増額要求からさらに一步を進めて、三井家の新たな財産共有制を確立するための家則の制定と、三井銀行を三井家の「家業」として同苗の完全な支配下に置こうとする要求がここには明らかにされているのである。これらの同苗の意見書にたいする重役の見解としては、翌六月に三野村利助、石川良平、西邑扁四郎、中井三平らの意見書が提出された。しかし、ここでは「大元方財産御同苗ノ共有タルハ不俟論」、「大元方ハ三井御一門ノ金庫也、銀行ハ三井御一門ノ殖産所也」、「御同苗方ハ大元方ト銀行ト必御兼任ノ事」（西邑虎四郎意見書）と、同苗側の主張を全面的に受容しているのである。

こうして、明治一九年の三井家政改革の論議は、同苗側のイニシアチブのもとで進められた。同年七月には、三井家の同苗の間で「同苗一致決心誓盟書」⁽⁵⁾が作成され、各同苗がこれに記名調印している。この誓盟書は、つぎのような内容のものであった。

同苗一致決心如左

一 皇都ヲ以三井家営業根本地ト確定候事

一 在西京ノ同苗、家族不殘東京ニ引移候事

可成本年中ニ引移ルヘシ、若事故有テ遅々スルモ来二十年中ヲ過スヘカラス

病人老人等遠旅ニ不堪モノハ、其理由ヲ正シ特別評議ニ定ル事

一 東京ヲ初家業行現時銀ノ要地ニ手分ヲナシ相互交代シ、各店々手代等ヲ奨励セシムル事

一同苗中ノ老輩高朗ヲ以テス・祖先ノ遺志ヲ継キ家則遺法ヲ時勢適當ノ改正ヲナシ、家業擴張ヲ謀策シ、自ら率先シテ同苗等ヲ奨励シ且賞罰ヲ正断候事

但弘業主務・内正主務ヲ分チ、相互交替スルモノトス

一同苗壯年輩丁年以上ハ老輩ノ指揮ニ応シ実業ニ就キ、勉勵シ又營業弘張ノ工風ヲナシ、老輩ニ建議スルヲカム、又賞罰調理ニ參与シ老輩ヲ補翼ナス事

但不偏交代スルモノトス

一同苗ノ子弟ハ家業ニ適當ナル専門学科ヲ修メシメ、然ル後実業ニ従事セシムル事

但何様ノ事故有ト雖、丁年未滿且学科未熟ノ者ハ実業ニ就カシメス

女子モ亦之ニ做テ正学ヲ修メシメ、卑賤ノ贅技ヲ嗜ヲ許サス

一家業行現時銀ニ適當ノ者数名ヲ撰定シ事業ノ弘張ヲ謀ラシメ、其中老年ノ者ヲ以テ内正ニ兼務セシメ候

一二井ノ家産ヲ分チテ三トス

壹 永遠不動三井家世襲ノ資産トス、追次増殖ヲ謀リ、不朽ニ備、不幸ニシテ現在八家産ヲ失フニ至ル共此資産ニ限り毫モ蚕食セサルモノトシ、特ニ維持ノ法方ヲ設クヘシ

貳 此原額不動世襲共同ノ財産トス、然トモ此產出益ヲ以家門全体ニ係ル消費ニ宛、且營業上非常ノ損害補填等ノ料ニ宛ツ

三 同苗各自家世襲ノ財産トシ、家格ノ分限ヲ定領シ、此產出益ヲ以テ自家ノ消費ニ宛ツ、尤歳収ノ半額ハ自家非常備積トナス

一 前項目ヲ基礎トシ細節目ヲ調理シ、同苗一致遵行候事

一家法ニ背者アラハ同苗ノ列ヲ省キ候事

右決心誓盟ノ証トシテ姓名ヲ自記捺印候也

明治十九年

三井 三郎助〇(印)

この「同苗一致決心誓盟書」は、明治一九年の評議の結果を成文化したものとみることができよう。そして、この原則を基礎に、三井家の家産の増殖とその共有制の維持をはかるための、新たな家則の編成作業が開始された。七月五日の同苗の集会で、高朗と高喜はこの誓盟書をふまえた同苗申合家則の編輯を命じているが、これに応じて早速「三井家申合家則」の草稿が立案されている。⁽⁶⁾この草案は各同苗に回付され、多くの修正増補を加えられて「三井家定則」と改められた。⁽⁷⁾以下に掲げる「三井家申合家則」は、修正増補を加えられる以前、すなわち明治一九年七月の当初の草案と考えられるものである。ここでは家則制定にいたった経緯を簡単に述べたあと、三井家財産の分類について具体的に規定した。

三井家申合家則

宗祖高利歳十四ニシテ寛永十二年東府ニ於テ始メテ就商業ニ、而テ延宝元年東府ニ呉服舗ヲ開設ス、業大ニ行フコトニシテ稍家則ヲ設ルニ至ル、繼テ高平、高富、高治、高伴協力同心以テ父ヲ助ケ、商業信盛シナルト雖トモ時勢ノ沿革ニ随ヒ高平宗祖ノ意ヲ継キ家政ヲ変革シ、子孫ニ書ヲ残ス、享保ノ遺書是ナリ、其後二百五十有余年維持シ来ルハ規律ノ明ナルト勉強トニ依テナリ、已ニ維新ノ際豪商ト称スルモノノ八九ハ倒ル、幸我一門家則ヲ確守シ同苗重役尽力ナシ、官府且人民ノ信用ノ厚キカ為名ヲ穢サルノミナラス、却テ海外ニ名ヲ知ラル、ノ美譽トナルハ是家祖ノ庇陰ナリ、然ルニ明治十八年二月、大政府一大御変革アリ、弥開明ノ日ニ進ム時勢ノ沿革ニ応シ、吾一門ノ家政一大革ヲ行サルヲ得ス、依テ近來改正ヲナス家則ヲ全廃シ、更ニ享保ノ遺書ニ基キ業務ノ家政ヲ效ニ改良シテ吾一門ノ名譽ヲ益盛ニ至ラント欲ス、熟議ノ上更ニ家則ヲ設ルコト左ノ如シ

- 三井 高 朗 ○(包)
- 三井 元之助 ○(包)
- 三井 源右衛門 ○(包)
- 三井 八郎次郎 ○(包)
- 三井 高 保 ○(包)
- 三井 八郎右衛門 ○(包)

一大元方ハ吾一門ノ共有財産ヲ保護シ繁殖ヲ量リ、又一族ノ保護ヲナスヘキ為メ設置ス

一吾銀行ハ一門ノ発起ニシテ、一族ノ財産ヲ以テ資本トシ、三井ノ名称ヲ以テ營業ナスナレハ、銀行アルカ故ニ同苗アルニアラス、同苗アル故ニ銀行アルノ所謂ナレハ、大元方ハ一門ノ事務所ニシテ銀行ハ殖産所ナリ、故ニ銀行大元方共ニ一族タルノ義務ヲ尽スヘシ

一吾一門ノ財産ヲ三種トス

一類 非常ノ損害ヲ醸シ万一不得止ルノ際ナラテハ動かカスヘカラサル財産

二類 大元方ニ於テ出費ノ資本トス

三類 家格ニ依テ分附ナス財産

一類 二類 共有財産ノ権限ハ三類財産ノ分附高ニ応スヘシ

一三類財産家格ニ依テ分附スル左ノ如シ

金貳拾六万円 三井八郎右衛門

金拾参万円 三井 元之助

同 三井 源右衛門

同 三井 高保

同 三井 八郎次郎

同 三井 三郎助

金四万五千元 三井 復太郎

同 三井 守之助

一類 財産ハ政府発行ノ公債証書ニ限ルヘシ

一二類 財産ハ田畑、山林、宅地、牧場、政府発行公債証書并政府ノ保護若クハ特別ノ監督ニ属スル銀行或ハ会社ノ株券ノ外ハ所有

スルコトヲ禁ス

一三類 財産ハ一家ノ私産ニ属スルト雖トモ大元方ノ監督ニ属スルモノトス

一三類 財産銀行株券ハ買売ヲ禁ス

一共有 財産ハ権利内ト雖トモ元ヨリ一己ノ為メ私用スヘカラス

一 一門ノ中事故アリテ万一家分離ナスト雖トモ共有財産ヲ分与ナスヘキモノニ非ス
 一同苗役配ハ時ノ便機ニ依テ各事務ヲ掌リ、年長タル者其総轄ヲナスヘシ

但シ総轄ハ常ニ業務ノ勤惰ヲ視察スヘシ

一定規無キ件ハ輕重ヲ不^{（カ）}仿同苗協議ヲ不遂重役ニ斗ラス漫リニ専決スヘカラス、大事ノ件ハ丁年以上ノ当主ニ至ル迄協議ヲ遂クヘシ

一同性集会ハ調和熟成ヲ主トシ、議決ハ各位ノ論スル所ノ正理ニ依テ決スヘシ

一 幼年ノ子女ノ為メ学教法ヲ設クヘシ、男子ハ必中学校卒業以上銀行營業ニ従事スヘシ

一同苗タル者私事ニ商業ナスハ嚴禁タルヘシ

一家則ヲ確守シ違背スヘカラス、背キテ懲戒ヲ受トモ不服ヲ鳴スヘカラス

右ノ条々確守シ、調和熟成ヲ主トシ、益尽力不可怠事ニ誓約ナシ、為後日記名ス

明治十九年七月 日

三井 三郎 助
 三井 高 朗
 三井 元之助
 三井 源右衛門
 三井 八郎次郎
 三井 克 藏
 三井 高 保
 三井 八郎右衛門
 三井 復太郎
 三井 守之助

この家則案では、三井家の財産の保全と増殖をはかるために、財産を三種に区分する。一類は、非常の場合以外には手をつけることをしない不動の財産で、公債証書のみをもってこれにあてる。また二類は、不動産・公債証書・政府の特別な庇護のもとにある銀行・会社の株券であり、この二類財産から生ずる収益によって大元方の諸経費を賄なう。三

第18表 明治19年7月 三井家財産区分案

一類財産	
六分金禄公債証書	円 595.000
七分金禄公債証書	1,410.000
同	75,300.000
同	32,300.000
旧公債証書	40,000.000
第一国立銀行株券 1700株	注① 340,000.000
正金	6,198.875
二類財産	
地所代	308,367.570
家屋代	152,782.718
鉄道会社株券	50,000.000
同	50,000.000
株式取引所株券 77株	注② 26,950.000
若江郡新田	不詳
黄金原開拓地	不詳
三類財産	
三井銀行株	1,500,000.000

出所) 三井文庫所蔵、小石川三井家文書。

注① 見積り額、仮に一類へ組入、二類財産に順次公債を買入れ交換する。

② 同上、ただし売却のうえ海軍公債に応募の予定。

同苗のもとへ提出された各類財産の区分案がある。第一八表に示したものであるが、ここでは、三類財産の三井銀行株を、大元方名義株五〇万円をも含めて八家に分割しようとする再配分案が提示されている(第一九表参照)。各家への配分を増加

類財産は、三井銀行株券である。一類・二類財産は三井家一族の共有財産であり、三類のみが三井各家の「私産」として分割され、家格(総本家、本家五、連家二)によってそれぞれの持分が定められる。共有財産の部分(一・二類)も、三類財産の持分の比率にしたがって、各家の持分が定められてはいるが、これは決して分割を許されないもので、名目上のものにすぎない。三類財産の三井銀行株にしても、各家が自家の所有部分を勝手に売買することは禁じられ、したがって各家の所有は形式的なものであり、実質的には分割されることはない。各家が自由に処理し得るのは、三類財産から生ずる純益配当のみにすぎないのである。この明治一九年七月当時の「三井家申合家則」草案に添えて高喜・高朗両

明治期における三井家大元方制度の構造とその機能（岩崎）

第19表 明治19年7月 三井銀行株再配分案

	現在株金高	五拾万円増額高	改正案
油小路(北)	260,000 ^円	390,000 ^円	350,000 ^円
二条(伊四子)	130,000	195,000	200,000
新町	130,000	195,000	200,000
室町	130,000	195,000	200,000
南	130,000	195,000	200,000
出水(小石川)	130,000	195,000	200,000
松坂	45,000	67,500	75,000
横浜	45,000	67,500	75,000
合計	1,000,000	1,000,000	1,500,000

出所) 第18表に同じ。

させ、各家の共有財産部分にたいする権限を増強することは、同苗の要求の一面を示すものであった。しかし他面では、三井八家の鞏帯を強固にするために、私産に制限を加えて共有財産部分をより拡大すべきであるとする見解もあつた。この草案には、さまざま異論が出されたようである。⁽⁸⁾

さて、大元方「決議簿」の明治一九年八月九日の項(臨時寄会)には、つぎのように記されている。⁽⁹⁾

一時勢沿革ニ従ヒ、家則為改正在西京之同苗去四月上京之以後専評議之上、以皇都我家業之根本地ト定、同苗悉東京ニ転籍移住確定、祖先之遺訓ヲ基トシ時勢適當之規則編纂之央、高朗ニハ宗坐居土百五拾回忌及祖父宗節居士五拾回忌、父宗琢居士之一周忌等之法事を執行不得止事帰西ヲ望ミ、元之助・源右衛門、家族引纏メ速ニ東京移転之為暫帰西ヲ望、附而ハ前書家則改正ノ際、東西ニ分隔シ緊要ノ評議渋滞等有之ハ不都合至極ニ付、不在中百事在東京之同苗へ委任ノ旨ヲ高朗、元之助、源右衛門ヨリ申建、三郎助、高保、八郎右衛門、右委任ヲ了諾シ、双方於議場誓盟候事

右の記述によれば、「三井家申合家則」の編纂は、高朗らの帰西によって中断した。このうち家則の編纂作業は、三

井高喜ら在京の同苗によって進められ、「三井家申合家則」を修正・増補した「三井家定則」をはじめ、「三井組成規」、「同苗申合家則」など一連の規則草案が作成された。⁽¹⁰⁾しかし、これらについてもなお同苗の意見の一致を見るにいたらず、明治一九年の家政改革の最大の眼目であった家則の制定は、ひとまず中止されたのである。⁽¹¹⁾

(1) 大元方寄会「決議簿」三井文庫所蔵史料 追一六六九。

(2) 「家長方議書」三井文庫所蔵史料 統二二九五一。

(3) 三井文庫所蔵史料 統二二九五。なおこの時の同苗の意見書には、つぎのものがあつた。

三井高朗「見込書」、高喜「愚存書」、高生（元之助）「存意書」、高辰（源右衛門）「存書」、高弘（八郎次郎）「大元方改革鄙見」、舟藏「見込書」、高保「口換」、高棟（八郎右衛門）「意見書」

(4) 三井文庫所蔵史料 統二二六三四。

(5) 同右 統二二九〇—三。

(6) 同右 追一三三六一—八。

(7) 同右 統二二七七。

(8) たとは、三井高喜はつぎのごとき興味深い見解を述べている。草案によれば、三類財産が各家の私産として分割され、また一・二類財産も三類財産と同様の比率で各家が所有の権限を持つ。しかし、三井八家のうち、家事不取締のため借財を生じ、これが三井家以外の第三者の手に渡る危険も皆無ではない。高喜は、三類財産を銀行純益の配当のみにとどめ、三井銀行株券を一類に移し、一類・二類財産についての各家の権限を削除することを提案してつぎのように記している。

三類ノ外、共有物ハ大元方永世積ト称シ、分附高ニ応スルノ一点無之方可然哉、万一此末無頼之族出来、若外国人杯と組合悪工ミ致候節、其者一家之財産者是非無ク候得共、大元方永世積ト称スル物ニ者聊手ノ付キ不申様考置度、左も無之而者終ニ一家之為ニ共倒レニ可到ル哉、深慮肝要之事

(9) 三井文庫所蔵史料 追一六六九。

(10) 同右 統二二七七。

(11) 安岡重明氏は「三井家定則」を確定されたものとされているが（『財閥形成史の研究』三三一—三三二ページ以下参照）、これは編纂途上の草案とみるべきである。改革の当事者の一人である三井八郎次郎は、「三井家定則」の草案にたいしても「拙者、申合

家則及細則并三井組成規と申もの、其性質ノ不完全ニシテ諸事混雜之廉多く有之哉ニ愚考致候」とし、多くの異論を付記してゐる（三井文庫所蔵史料 統二二七七）。

おわりに

これまでみて来たごとく、明治一九年における三井家の新たな家則制定の試みは、「三井家定則」以下諸規則の成案を得ながらも、最終的な決定をみるまでにはいたらなかった。明治一八・一九年の改革の過程で、同苗名義株の増大、三井銀行純益配当への転換など、三井家同苗の要求が容れられ、同族の権限は大巾に拡張されたが、三井家の組織とその同族財産共有制についての確固たる原則を定める問題は、今後の課題として持ち越されたのである。したがって、この基本原則が未確定に終わったことを反映して、同苗への銀行株益配当への転換も、経理上は臨時的措置がとられていた。すなわち、明治一八年上半年以降同苗八家への定額金は三井銀行株益配当にきりかえられたが、これは「当座帳」より繰替え支出され、大元方へは依然として大元方名義株一〇〇万円、同苗名義株五〇万円の比率で銀行純益が入り、純益積立金に繰り込まれていた。そして、明治二三年末にいたって、純益積立金より一括して支出する操作が行なわれているのである。⁽¹⁾ 前掲第一四表で、明治二三年下季に純益積立金が減少しているのは、このためである。また「二季惣目録帳」の大元方勘定目録の出方にある「大元方持株百万円、同苗持株五拾万円」は、明治一九年上半年から二三年上季までの間、貼紙で「同苗持株百万円、大元方持株五拾万円」と訂正が施されている。⁽²⁾ すなわち、明治一九年改革における確定事項も、大元方の帳簿上では、明治二三年末にいたってはじめて表面にあらわれるのである。

このように、明治一九年の三井家政改革が不十分なままに終わった理由としては、民法および商法の編纂の結果が三井家の組織に及ぼす影響を無視できず、これが「三井家定則」以下の諸規則の最終的決定をためらわせたことも考えられ

る。しかし、最大の理由は、この時期にはいまだ三井家の組織および家産の保全・運用についての、確固たる見通しが得られなかったことにあつたといえよう。

このうち三井家では、明治二〇年三月三井高保を三井物産会社社長益田孝とともに欧米に派遣し、諸外国の事例の調査にあたらせた。高保に与えられた任務は、「為視察海外巡行申付候、營業ノ便益、骨肉ニ注意シ、必表皮花奢に眩惑無之様可為用心事」というものであつた。高保は、同年一月上旬には帰国した。この短かな洋行期間中に高保が得たものについては明らかではないが、帰国後間もなく高保は、「三井組織紳案」一篇を大元方へ提出している。⁽³⁾このように、明治一九年改革の中絶以後も、三井家の内部においては家制改正の動きは続けられていた。

ただ、ここで注意しておきたいのは、この時期の三井家の家政改革が主として三井家⇨大元方内部の問題にのみ限定され、事業部門を含めた総体としての三井資本の問題としては考えられていなかったことである。

明治一九年の「三井家申合家則」草案では、同苗の権限回復を背景にして、三井家と三井銀行との関係を規定して「吾銀行ハ一門ノ発起ニシテ、一族ノ財産ヲ以テ資本トシ、三井ノ名称ヲ以テ營業ナスナレハ、銀行アルカ故ニ同苗アルニアラス、同苗アル故ニ銀行アルノ所謂アレハ、大元方ハ一門ノ事務所、銀行ハ殖産所ナリ、故ニ銀行大元方共ニ一族タルノ義務ヲ尽スヘシ」と述べている。⁽⁴⁾三井銀行の創立当時、三井家同苗が三井銀行株金の四分の一、五〇万円の株主としてだけの権限に限定されていたのとは、大きな変化であつた。明治一九年の改革によって、三井銀行は三井家の「家業」としてあらためて規定された。三井家⇨大元方の所有する三井銀行株は、三井銀行資本金（株金）の四分の三と、創立当時と変わりは無いが、力関係の逆転によって実質的に三井家のものと考えられるにいたつたのであつた。

もとより、三井家の共有財産とされた大元方資産のなかばは、三井銀行株によって占められていた。したがって、三井家⇨大元方の収益も、大部分を三井銀行からの配当収入に依存していた。また、大元方の資産のなかには、地所・家

屋のほか公債証書・第一国立銀行株式などの有価証券があるが、貸付金など他への投資額はきわめて僅少であった。むしろ大元方は、三井銀行の配当収入の蓄積を中心に、不動産、公債など安定的資産の保有を進めることにとめており、積極的な投資活動はみられない。とくに明治一〇年代を通じて三井組大元方が、三越呉服店および三井物産会社にたいして、直接的関係をほとんど有していなかったことは、注目すべき点であろう。

三井銀行はともかくとして、少くとも三井家⇨大元方からこれら両事業部門への資本投下はなされておらず、また両部門の収益が大元方へ入ることもなかった。呉服店および三井物産会社は三井家とは明確に分離され、呉服店分離以後の三越家ならびに明治九年の物産会社創設の際新立された三井武之助・三井養之助両家は「三井家同苗」には含まれていない。三井物産会社ならびに三越呉服店が、六本家・二連家の八家によって構成される三井家の所有する事業の枠の外に置かれていたことは明らかであり、三井銀行のみが、三井家の唯一の「家業」とされていたのである。

しかし、三井家の唯一の家業である三井銀行にたいする三井家⇨大元方の立場は、必ずしも強いものではなかった。すでに明らかにしてきたごとく、三井銀行はその創立の当初において、経営に同苗側の干渉が及ぶことを極力避ける方針をとり、この性格は、明治一〇年代を通じて大きな変化はなかったように考えられる。三井銀行は総長一名、副長二名、監事二名からなる大元締によって運営され、建前の上からも三井家⇨大元方とは別箇の存在であった。大元方は、三井銀行を支配する事業本部的性格を持つものではなく、むしろ銀行に従属する財産保全のための機関であったといえよう。明治一九年の三井家政改革は、このような状況を背景にして、大元方に蓄積された三井家の共有財産を、いかなる方法で維持・増殖すべきかをめぐる論議であり、ここでは三井家の家業である三井銀行そのものあり方についての検討までは及んでいなかったのである。

三井家の家制についての本格的検討が再開されるのは、明治二三年以後のことである。そしてこれを触発したものは、

三井銀行の改革問題であった。三井銀行は、官金取扱の停止に備えて營業方針の轉換を迫られたが、折からの企業勃興期のなかで、預金の吸収と貸出の拡張によって純然たる民間の商業銀行へ脱皮する積極策に転じた。⁽⁵⁾しかし間もなく反動恐慌に際会し、深刻な危機に見舞われたのであった。事態を憂慮した三井銀行監事石川良平は姻戚関係のある山県首相に実状を訴えて助力を求めたが、山県は大改革の必要を指示し、この改革をかねて三井家と関係の深い井上馨の手に委ねた。井上は、渋沢栄一・益田孝・三野村利助の参画を求め、改革の実行案作成に着手させたのである。⁽⁶⁾そして、同年一月七日には北三井家宅において「三井家全般事件ニ付」集会が催された。ここには三井家同苗全員、四重役（中井三平、西邑庸四郎、石川良平、今井友五郎）のほか井上、渋沢、物産会社両社主（三井武之助、三井養之助）、益田孝、木村正幹（三井物産会社副社長）が出席し、つぎの事項を決議した。

(一)三井家憲法を制定する。

(二)三井組の共有金は同苗の三井銀行持株高に依りて分割する。

(三)三井組を合名会社によって設立することにし、その規則草案の作成を穂積陳重に依頼する。

(四)三井銀行・三井物産会社を合資会社によって設立する。

(五)井上にたいし、三井家から改革を依頼する誓約書を提出する。

(六)渋沢・益田・三野村に相談役を委嘱する。

三名の相談役と三井銀行総長・副長との間には「行務ヲ処弁スルニ当ツテ相談役ノ協賛ヲ得テ後決行スヘキ条項」が定められ、⁽⁷⁾以後三井銀行の改革にかんする重要な問題は、三名の相談役を中心とする定例の会議で決定された。この会議は、当時「十六日の相談会」と称し、三井銀行の問題のみにとどまらず、必然的に三井家「大元方」さらには三井物産会社をも含めた三井全体の問題を審議する機関として機能したのである。

こののち、高橋義雄、中上川彦次郎が相次いで三井銀行に入学し、三井銀行の本格的な経営改革が進展するが、明治二四年一二月には「三井家仮評議会」が設立され、三井家の家制とその所有する諸事業全般にわたる問題が検討された。ここでは、三井銀行・三井物産会社・三井呉服店・三井鉱山会社という各事業の経営と、これらを含めた総体としての三井資本にたいする三井家の「所有」のあり方が、はじめて問題とされたのであった。そして、日本資本主義の発展に照応する三井家事業の多角化のなかで、多角化した諸事業部門にたいする「所有」と「経営」の中核となるべき存在として、大元方の性格転換が考慮されるにいたったのである。明治二六年、三井家同族会が設立され、大元方と三井家仮評議会はこれに吸収される。三井家同族会の設立にいたる明治二三年以後の経過については、なお検討すべき問題が多い。稿を改めて論ずることにしたい。

（一九七二・五・九）

- (1) 三井文庫所蔵史料 追二〇一三。
- (2) 同右 追二〇一六。
- (3) 同右 追一三三六一—一八。なお「三井組織草案」は、英国法律家ネス氏の示唆によって編成され、「合資有限責任会社」に做ったものという。草案によれば、「三井家同苗は従来の三井組財産を各自に分割、これを各自の出資金として二〇年間の組合を結ぶ。組合の名称を三井組とし、「三井家従前ノ営業ニ嗣キ尚之ヲ永久ニ保統セントラ主トシ、動産・不動産ニ資金ヲ運用スル」ことを目的とするものである（詳しくは安岡重明『財閥形成史の研究』三八〇ページ以下参照）。
- (4) 三井文庫所蔵史料 追一三三三六。
- (5) 『三井銀行八十年史』一〇六ページ。
- (6) 同右 一一一ページ。
- (7) 三井文庫所蔵史料 別一九四五—一。